

第4次さいたま市
男女共同参画のまちづくりプラン
(案)

平成31年〇月
さいたま市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画策定の背景	1
3 さいたま市の統計からみえる現状	7
4 さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要	12
5 数値目標の達成状況	17
6 第 3 次プランでの取組と今後の課題	20
第 2 章 基本的な考え方	22
1 計画の目的	22
2 計画の基本理念	22
3 計画の位置付け	23
4 計画の期間	23
5 計画の目標	24
6 計画における重点事項	25
7 計画の体系	28
8 計画の推進	30
9 計画の進行管理	31
第 3 章 計画の内容	32
1 施策の展開	32
目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	32
目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて 多様な生き方ができるまちづくり	38
目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	45
目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	48
目標Ⅴ 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり	56
目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり	61
目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり	73
2 計画の数値目標	83



計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

さいたま市では、平成 15 年 3 月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、平成 16 年 3 月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、現在は平成 26 年 3 月に策定した「第 3 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（以下、「第 3 次プラン」という。）により、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を推進してきました。

これまでの成果と社会情勢の変化等を踏まえ、新たな基本計画を策定するため、平成 29 年 5 月に、市長から「さいたま市男女共同参画推進協議会」へ諮問をし、平成 30 年 3 月に、「提言書～第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について～」が答申されました。

この「提言書」を最大限に尊重し、平成 31（2019）年度から取り組む「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（以下、「第 4 次プラン」という。）を策定するものです。

2 計画策定の背景

（1）社会経済状況の変化

日本では、少子高齢化が著しく進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口によると、現在は人口減少局面に突入しています。このような人口構成の変化により、社会の構造が変化し、高齢者世帯の貧困や、非正規労働者の増大による格差などの問題が拡大しています。今後、日本社会が持続的に発展していくためには、少子高齢化という構造的な課題に対して、年齢や、性別、障害の有無などに関係なく、個々の違いを認め、お互いを尊重し、また多様な人々が対等に関わり合いながら、活躍できる社会づくりが期待されています。

(2) 国際社会の動向

国際社会においては、男女共同参画に関する取組がこれまで継続的に推進されてきています。平成 17 (2005) 年に「国連婦人の地位委員会 (北京+10)」が開催され、平成 7 (1995) 年の第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。さらに平成 22 (2010) 年に開催の「第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京+15)」においては、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されています。

また、国連では、平成 22 (2010) 年に、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合、強化した「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関 (UN-Women)」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント*、女性・女兒に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

平成 26 (2014) 年 3 月の第 58 回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*」決議案が採択されました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国が初めて国連婦人の地位委員会に提出したものです。

(3) 国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。

平成11年の男女共同参画基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション^{*}をはじめとした様々な取組を進めてきました。

平成26年には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*}」が成立し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられるなど、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

また、同法では地方公共団体が地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であることから、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、市町村推進計画の策定についても努力することとされています。

このような中、平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」が掲げられました。

平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、「人づくり革命」、人材への投資が重要であり一億総活躍社会をつくっていく上での本丸と位置付けられています。

2020年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）が開催され、さいたま市でもサッカーとバスケットボールの競技が行われます。東京2020大会が掲げている3つの基本コンセプトのうちの1つ「多様性と調和」では、「人種、肌の色、性別、性的指向^{*}、言語、宗教、政治、障害の有無な

ど、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩する」と謳われており、東京2020大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とするとしています。オリンピック・パラリンピックが掲げる理念のなかでも、「多様性」や「男女平等」はますます重要なテーマとなっています。

(4) 埼玉県の動向

埼玉県においては、平成12(2000)年、「埼玉県男女共同参画推進条例」の制定を契機とし、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を進めており、平成29(2017)年には「埼玉県男女共同参画基本計画」(計画期間：平成29(2017)～33(2021)年度)を策定しています。さらに、女性の活躍による経済の活性化を目指す埼玉版ウーマノミクス※プロジェクトを積極的に推進しています。

(5) さいたま市の取組

さいたま市では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成26(2014)年には、「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(計画期間：平成26(2014)～30(2018)年度)を策定、計画の理念である「女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現」を目指し、各事業を推進しています。

さらに、平成22(2010)年度から、計画の実行性を確保するため、協議会委員による外部評価を導入し、より充実した事業が実施できるよう計画を進めています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成25年の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※」に変更されました。さいたま市では、平成26(2014)年10月に、「配偶者暴力相談支援センター※」を開設し、平成28(2016)年3月には、「配偶者からの暴力」だけでなく「交際相手からの暴力」も対象とした「第2次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、深刻化するDV※被害者への支援の充実を図っているところです。

(6) さいたま市の現状

さいたま市の人口は、現在130万人と増加傾向が続いていますが、平成27年度の国勢調査では、人口の増加率は平成22年の国勢調査より0.5ポイント下がり3.4%となり、国勢調査開始以来、最低となっています。

世帯数も増加している一方、1世帯当たりの人員は減少が続いており、平成27年は2.37人となり、夫婦と子どもからなる世帯が減少し、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えるなどの、世帯の小規模化が進んでいます。

次に、国勢調査の結果からさいたま市における30歳代女性の年齢別労働力率[※]を見ると、平成27年度の調査結果は、前回、前々回の結果よりも高い労働力率[※]となっていますが、それでも全国平均を下回り、子育て期に当たる30歳代で低下するいわゆる「M字カーブ[※]」を描いています。

また、平成28年度にさいたま市で実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によれば、「女性が職業を持つことについて」の考え方は、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える割合がもっとも高くなっています。男女・年代別では、男性の30代、50代、60代、女性の20代から40代、60代では、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と考える割合がもっとも高くなっており、固定的な性別役割分担[※]意識の解消が一部みられます。

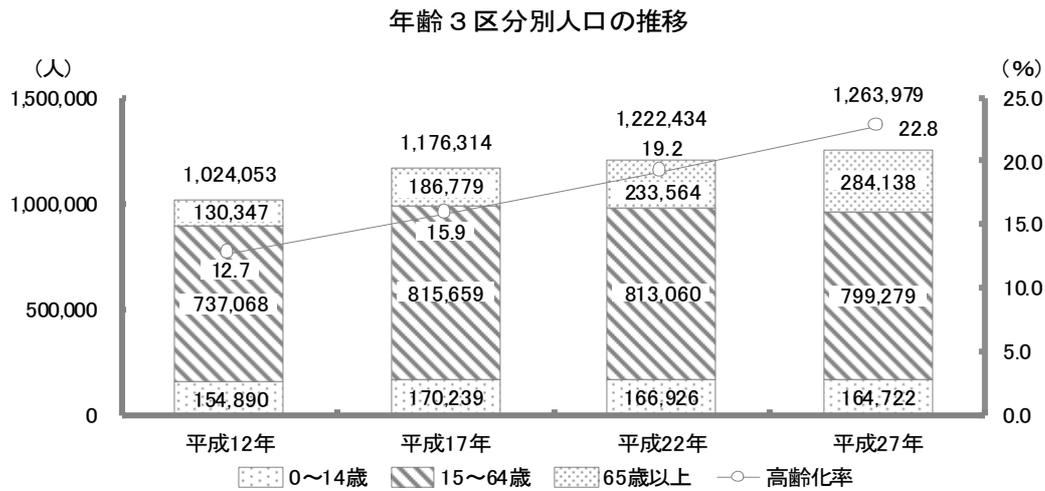
さいたま市では、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識啓発の取組として、男女共同参画社会情報誌「You&Me^{ゆめ}～夢～」やホームページなどでの情報提供、男女共同参画推進センターの市民向け講座の開催や公民館で男女共同参画を推進するための講座の開催を行っています。

引き続き、固定的な性別役割分担[※]意識の解消に向けた取組や、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって重要であるという意識改革が必要です。

3 さいたま市の統計からみえる現状

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、平成12年以降増加しており、平成27年では1,263,979人となっています。また、年齢3区分別人口は、平成12年以降高齢者人口が増加しているのに対し、年少人口は横ばい傾向となっています。高齢化率は、年々上昇しており、平成27年では22.8%となっています。

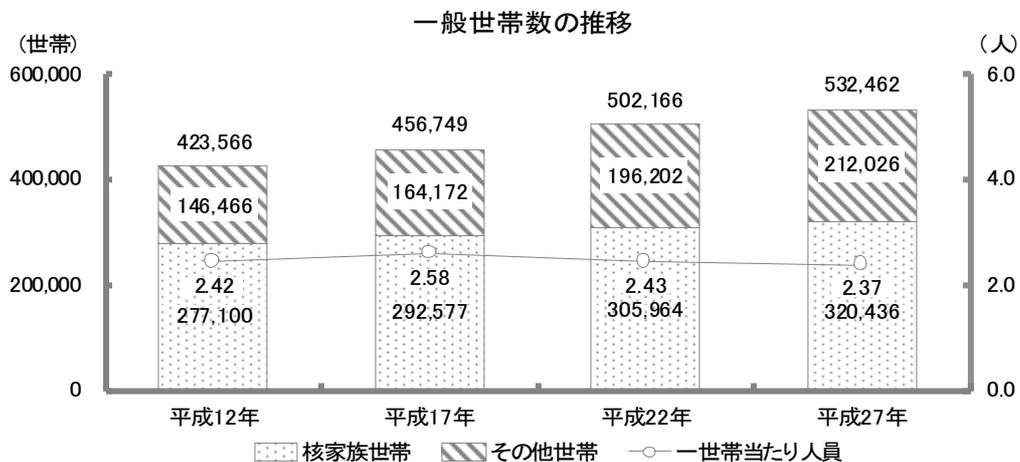


資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

一般世帯数の推移をみると、一般世帯数は増加しており、そのうち核家族世帯についても増加し、平成27年では320,436世帯となっています。

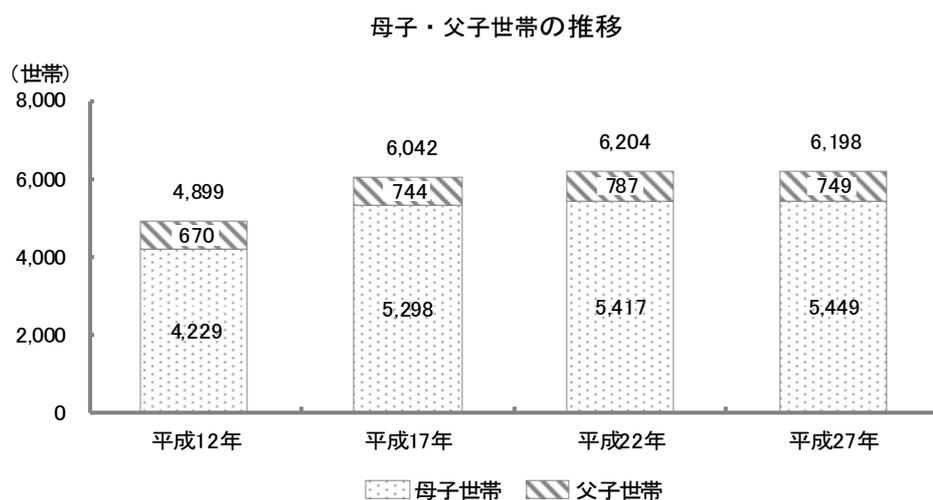
また、一世帯当たり人員は減少しており、平成27年では2.37人となっています。このことから年々、世帯の小規模化が進んでいることが伺えます。



資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の状況

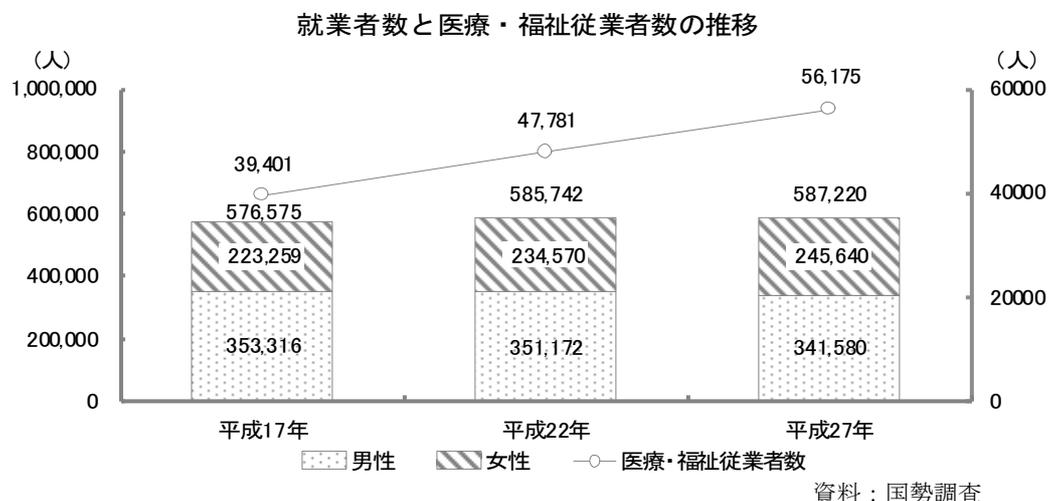
母子・父子世帯の推移をみると、増加傾向にあり、平成27年では母子世帯は5,449世帯、父子世帯は749世帯となっています。



(4) 雇用の状況

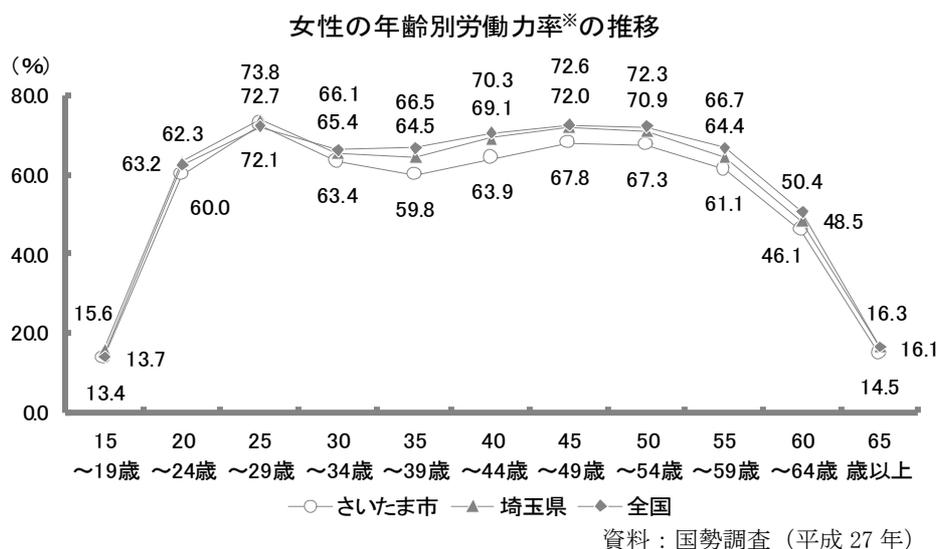
就業者数の推移をみると、男性の就業者数は減少しているものの、女性の就業者数は増加しています。

特に女性に占める医療・福祉従業者は年々増加しており、平成27年では56,175人となっています。



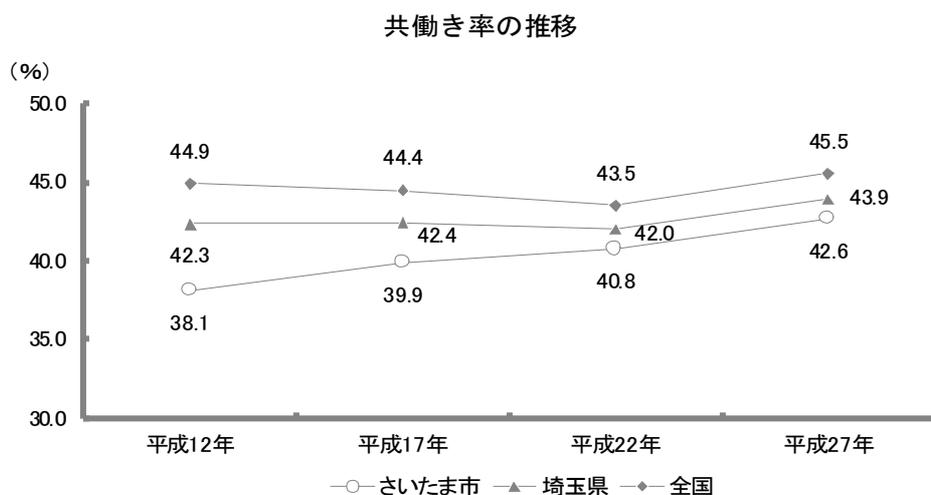
(5) 女性の年齢別労働力率※の推移

さいたま市の平成 27 年の女性の年齢別労働力率※を埼玉県・全国と比較すると、25～29 歳を除いていずれの年代も埼玉県・全国より低くなっています。



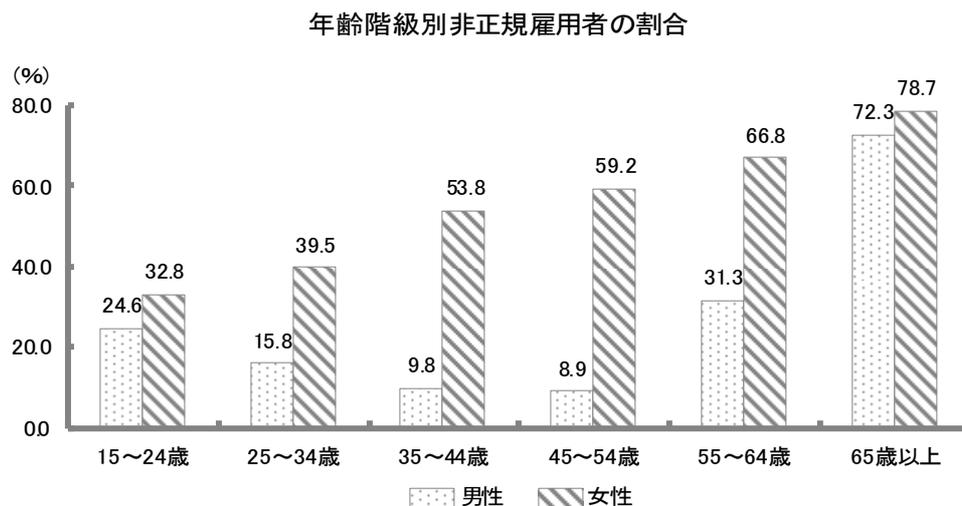
(6) 共働き率の推移

共働き率の推移をみると、増加傾向にあり、平成 27 年で 42.6%となっています。埼玉県・全国と比較すると、共働き率は低くなっています。



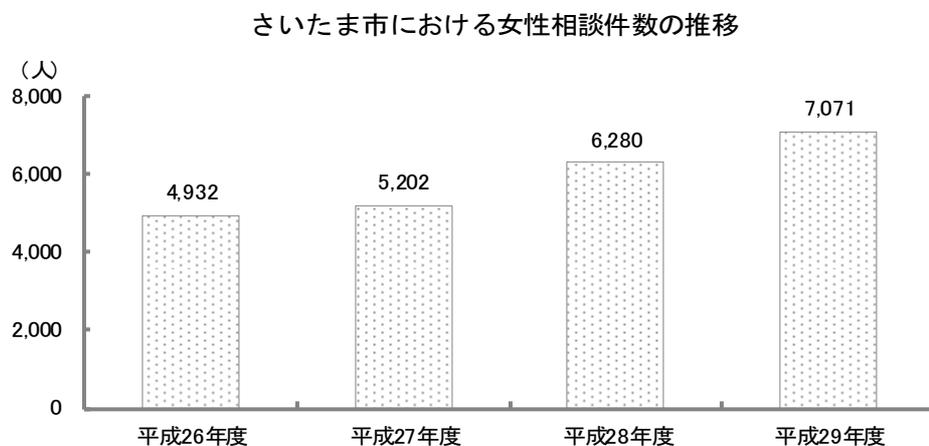
(7) 年齢階級別非正規雇用者の割合

国の年齢階級別非正規雇用者の割合をみると、平成28年現在で男性では55歳以上を除いて、年齢が上がるにつれて非正規雇用者の割合が低くなっています。一方、女性では年齢が上がるにつれて非正規雇用者の割合が高くなっています。



(8) 男女共同参画推進センターへの相談件数

さいたま市の女性相談件数をみると、年々増加しており、平成26年度に比べ平成29年では2,139件増加し、7,071件となっています。

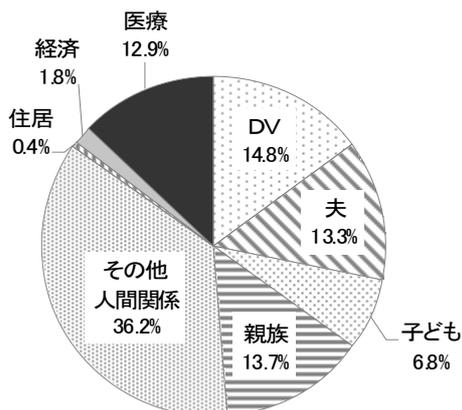


資料：さいたま市男女共同参画課

(9) 男女共同参画推進センターへの相談の内訳

平成 29 年度の女性相談件数の内訳をみると、その他の人間関係に関する相談がもっとも多く、36.2%となっています。またDV※に関する相談件数は 14.8%となっています。

さいたま市における女性相談件数の内訳（平成 29 年度）

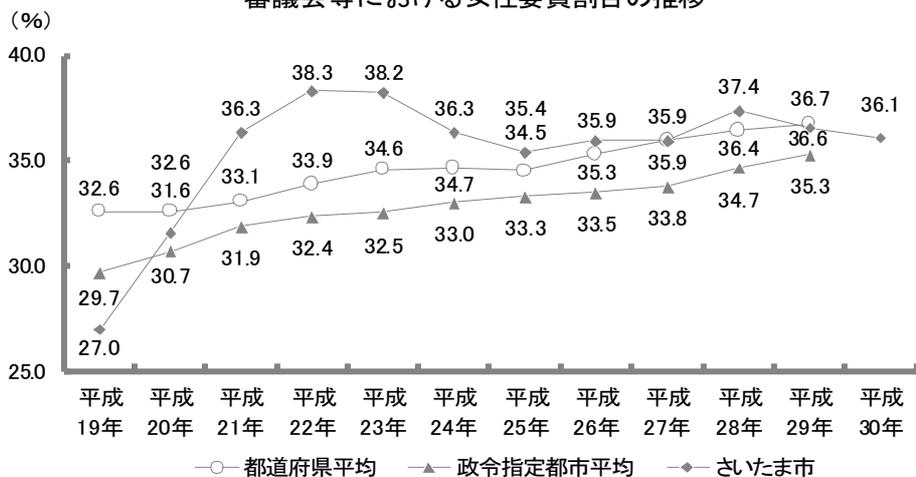


資料：さいたま市男女共同参画課

(10) 審議会等における女性委員割合の推移

さいたま市における審議会等における女性委員割合は、平成 22 年をピークに減少傾向にあり、平成 30 年では 36.1%となっています。また、都道府県・政令指定都市と比較すると、平成 29 年では、政令指定都市平均より高くなっていますが、都道府県平均より低くなっています。

審議会等における女性委員割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※数値の発表は各年 12 月に行われるが、調査時点は自治体により異なる。

※さいたま市において、平成 24 年及び平成 25 年に女性委員割合が減少したのは、対象となる審議会等の数が大きく変わったことなどによる。

4 さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の改定及び今後の市の男女共同参画施策の推進に反映させることを目的とする。

(2) 調査の概要

① 調査地域

さいたま市全域

② 調査対象

市内在住の満20歳以上の男女5,000人

③ 抽出方法

日本人 住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出

外国人 住民基本台帳に基づく単純無作為抽出

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 調査期間

平成28年8月1日から平成28年8月22日

(注記)平成28年9月9日回収分まで反映

⑥ 回収結果

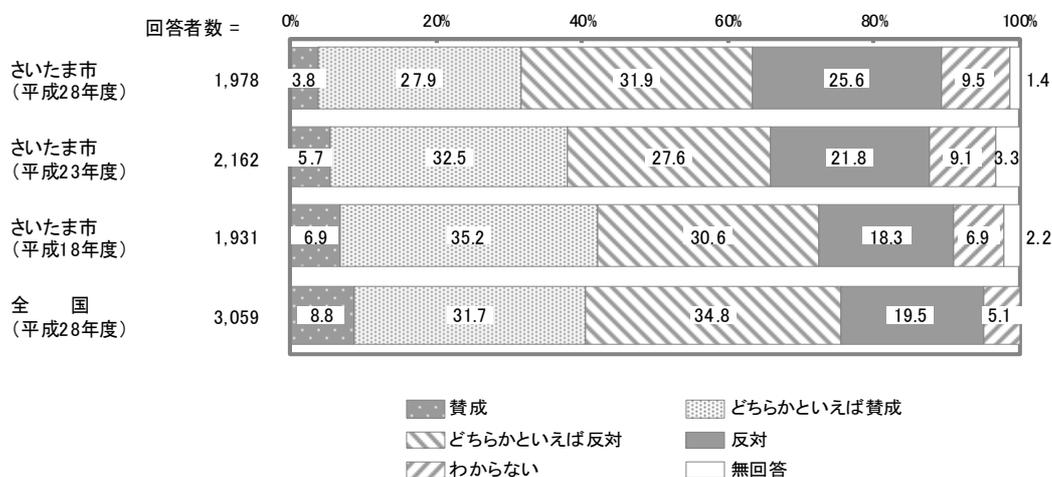
配布数	有効回収数	有効回収率
5,000通	1,978通	39.6%

(3) 調査の結果

① 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方に、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が31.7%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が57.5%と「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方に“反対”の人が過半数を占めています。平成23年の調査結果と比較すると、“賛成”が減少し、“反対”が増加しています。

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識

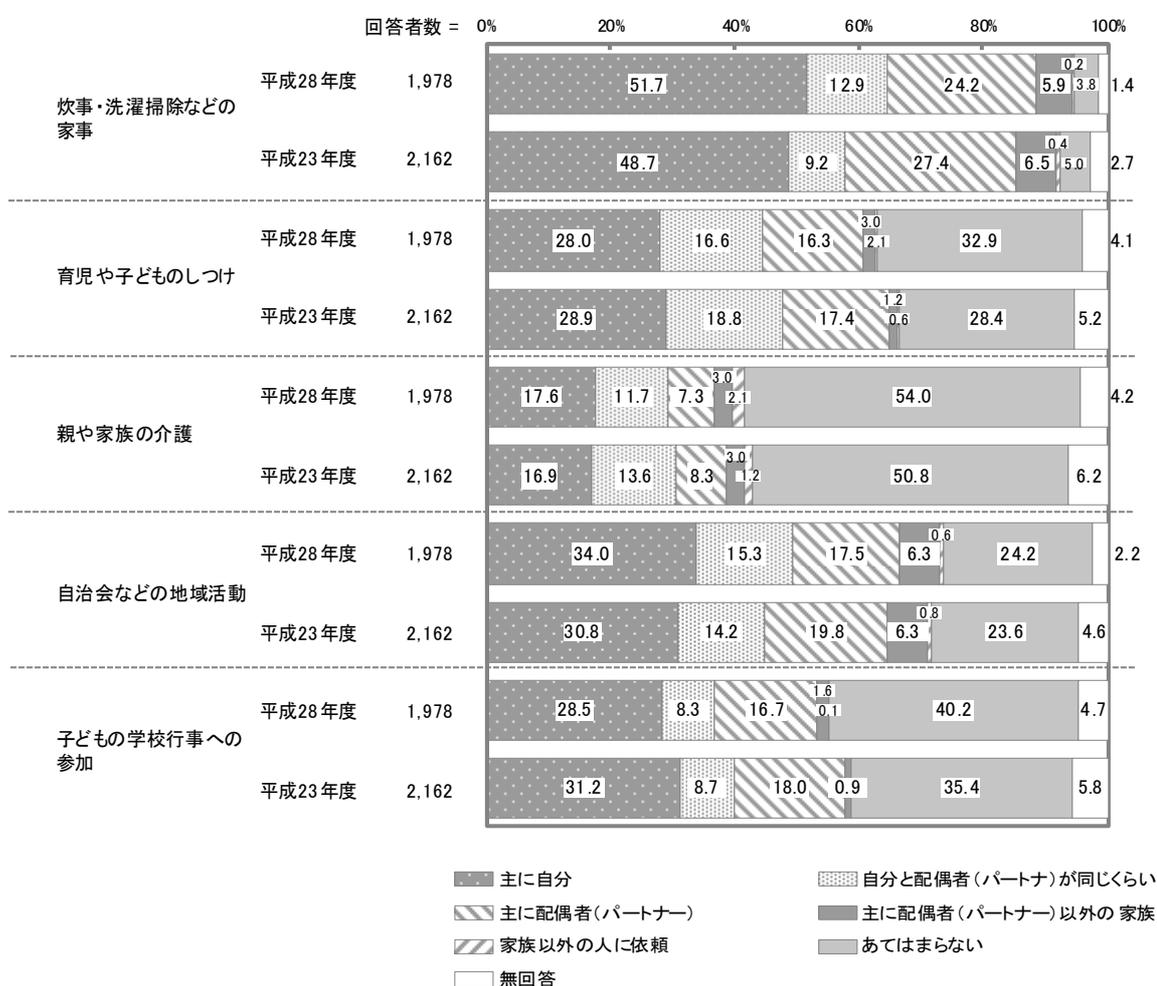


② 家庭生活における役割分担について

家庭における役割分担の中で、「主に自分」は、炊事・洗濯・掃除などの家事(51.7%)が過半数を占め、次いで、自治会などの地域活動(34.0%)が多くなっています。一方、「主に配偶者(パートナー)」も炊事・洗濯・掃除などの家事(24.2%)がもっとも多くなっています。「自分と配偶者(パートナー)が同じくらい」は、育児や子どものしつけ(16.6%)で多くなっています。

平成23年度の調査結果と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

家庭生活での役割分担

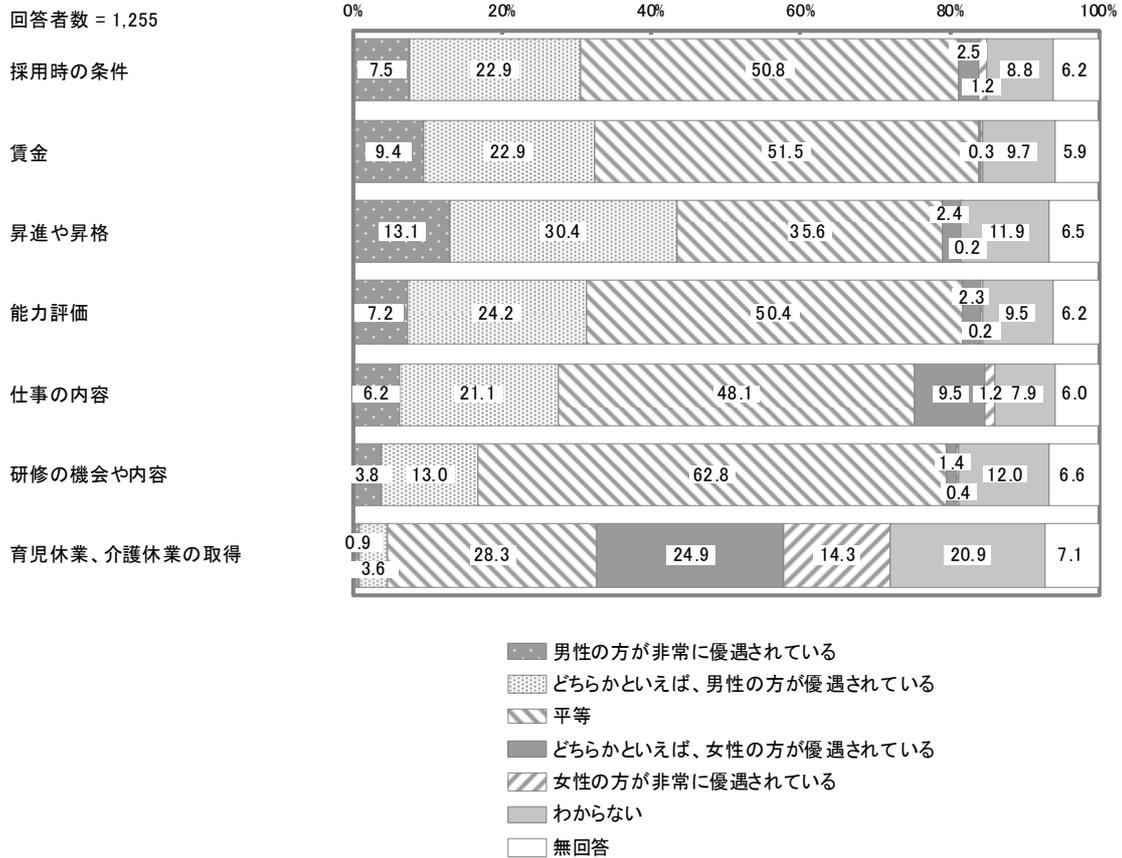


③ 職場における男女の地位の平等感

職場における男女の地位について昇進や昇格は「男性の方が優遇されている（計）」（43.5%）が4割を超え、「平等」（35.6%）を上回っています。一方、育児休暇、介護休暇の取得は「女性の方が優遇されている（計）」（39.2%）が、「平等」（28.3%）、
「男性の方が優遇されている（計）」（4.5%）より多くなっています。

また、研修の機会や内容は「平等」（62.8%）が過半数を占め、採用時の条件、賃金、能力評価、仕事の内容は、「男性の方が優遇されている」が約3割、「平等」が約5割となっています。

職場における男女の地位の平等感

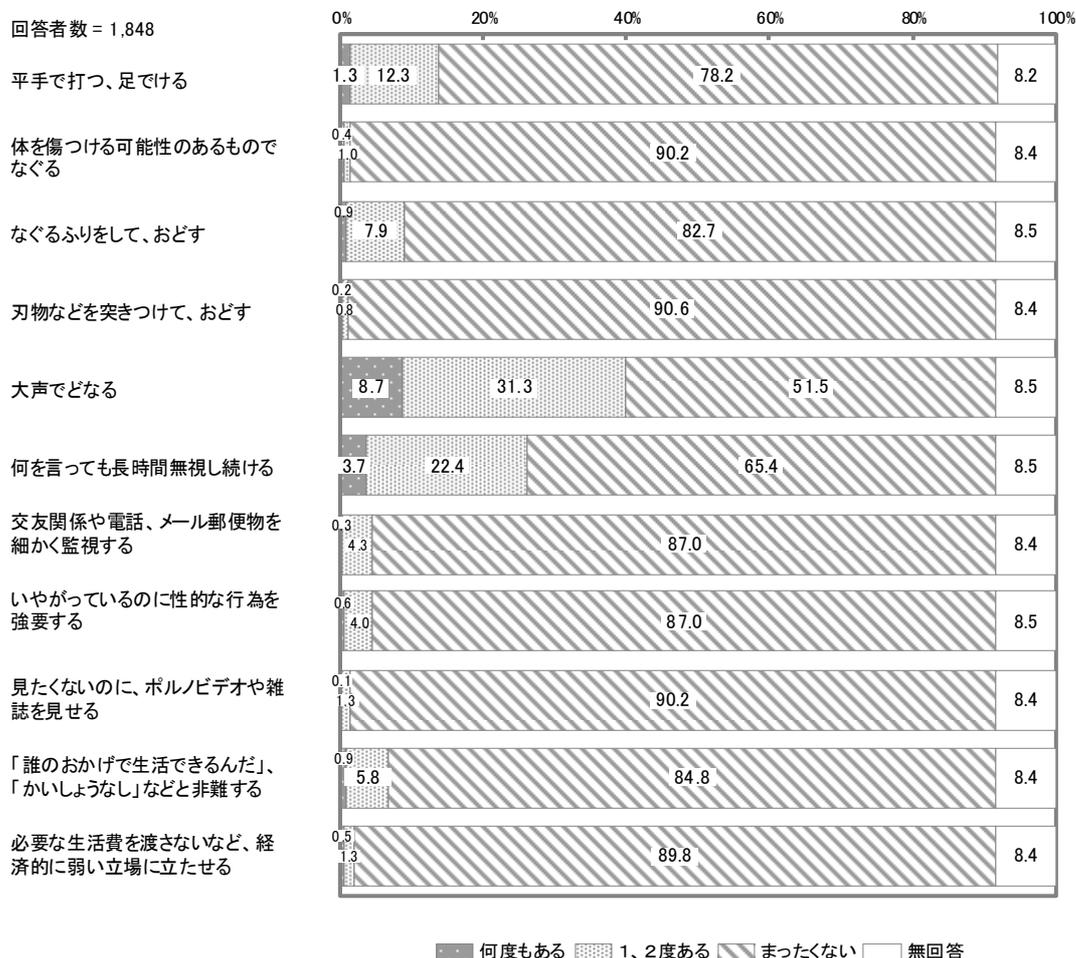


④ 配偶者などへの加害行為について

配偶者などに対して行った行為（11項目）について聞いたところ、9項目で「まったくない」が約8割以上を占めています。一方で『大声でどなる』は「何度もある」（8.7%）と「1、2度ある」（31.3%）の合計が4割を占めており、『何を言っても長時間無視し続ける』は「何度もある」（3.7%）と「1、2度ある」（22.4%）の合計は約3割となっています。

配偶者などへの加害行為

回答者数 = 1,848



5 数値目標の達成状況

第3次プランにおける62事業(64項目)に数値目標を設定して取り組んでおり、平成29年度における達成状況は以下のとおりとなっています。

※達成状況は「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」

「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」

指標項目	策定時の現状値	達成期限の目標値	平成29年度実績（通算）	達成状況
【目標Ⅰ】人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり				
1 人権の花運動を実施する小学校の数	35校	136校	137校	◎
2 人権についての啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	8,000部	8,000部	5,600部	▼
3 人権啓発講演会及び市内企業等人権問題研修会の参加者数	1,397人	6,480人	5,958人	○
4 男女共同参画に関する講座等受講者の満足度	79.9%	90%	98%	◎
5 生涯学習総合センター・公民館における講座の延べ参加者数	14,137人	15,000人	13,316人	▼
6 家庭教育、子育てセミナー等の実施校（小学校と中学校の合計）	119校	130校	129校	○
7 教職員を対象とする研修会・講演会の開催学校数	158校	167校	167校	◎
8 男女共同参画の視点に立った講座数	12講座	20講座	6講座	▼
9 男女共同参画コーナーの資料数	1,071冊	1,200冊	1,068冊	▼
10 卒業生のシルバーバンク又はシルバー人材センターへの登録者数	17人	80人/各年度	80人	◎
【目標Ⅱ】社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり				
11 市民コミュニティづくり等事業の延べ参加者数	13,843人	15,000人	17,109人	◎
12 公民館での託児付きの講座の延べ参加者数	1,492人	2,500人	847人	▼
13 男女共同参画推進団体連絡協議会の新規加盟団体数	—	10団体	7団体	○
14 事業所を対象とする講座におけるワーク・ライフ・バランス*の必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合	—	90%	87.4%	○
15 男性のための講座等受講者の満足度	79.9%	90%	100%	◎
16 子育てパパ応援プロジェクト講座・イベント等の参加者及び施設利用者数	4,500人	6,500人	10,386人	◎
17 保育士・幼稚園教諭体験の拡大	累計3,672人	累計7,440人	累計9,654人	◎
【目標Ⅲ】政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり				
18 審議会等における女性委員の割合	36.4%	42%	36.1%	▼
19 女性のいない審議会等の数	6件	0件	2件	○
20 一般行政職の女性管理職員比率	7.9%	10%	11.2%	◎

指標項目		策定時の 現状値	達成期限の 目標値	平成 29 年度 実績（通算）	達成状況	
21	教育委員会における女性管理職員比率（教職員を除く一般行政職）	17.2%	20%	23.1%	◎	
22	市・区明るい選挙推進協議会の女性会員の割合	35%	42%	35%	△	
23	女性のチャレンジ支援講座受講者によるグループ設置数	—	3グループ以上	3グループ	◎	
24	女性スポーツ推進委員の比率	37.1%	42%	39.5%	○	
【目標Ⅳ】男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり						
25	ワーク・ライフ・バランス*の必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合	—	90%	87.4%	○	
26	男性の育児休業取得率	5.2%	10%	12.1%	◎	
27	時間外勤務が年間 360 時間未満の職員の比率	71.9%	100%	81.6%	○	
28	さいたま子育てWEB会員登録者数	1,179 件	1,500 件	3,946 件	◎	
29	子育て支援拠点施設の単独型施設数	10 か所	10 か所	10 か所	◎	
30	ファミリー・サポート・センターの提供会員登録数	845 人	950 人	1,038 人	◎	
31	子育てヘルパー派遣事業の年間延べ利用件数	350 件	600 件	1,897 件	◎	
32	認知症サポーター養成数	24,392 人	40,000 人	62,293 人	◎	
33	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の定員	7,123 人	8,140 人	9,448 人	◎	
34	高齢者地域ケア・ネットワーク構築地区数	27 地区	49 地区	43 地区	○	
35	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定人数	16 人	50 人	38 人	○	
36	ハローワーク利用者を除くふるさとハローワークの女性利用者数	延べ 1,984 人	延べ 2,500 人	6,069 人	◎	
37	支援事業による就業者の割合	11.4%	50%以上	58.8%	◎	
38	勤労女性センターにおける講座の開催回数	年間 180 回	年間 220 回以上	309 回	◎	
39	ニュービジネス大賞の応募件数	87 件	400 件	494 件	◎	
40	従来女性が少なかった分野へのチャレンジ講座等受講者の満足度	79.9%	90%	100%	◎	
41	延長保育・一時保育実 施保育所数	延長保育	145 か所	170 か所	204 か所	◎
		一時保育	62 か所	80 か所	82 か所	◎
42	病児保育室施設数	6 施設	10 施設	9 施設	○	
43	ナーサリールーム・家庭保育室の定員数	4,156 人	4,356 人	3,392 人	▼	
44	認可保育所の定員数	12,983 人	16,583 人	19,090 人	◎	
45	私立幼稚園預かり保育の 11 時間開所の施設数	4 園	32 園	11 園	○	

指標項目		策定時の 現状値	達成期限の 目標値	平成 29 年度 実績（通算）	達成状況	
46	放課後児童受入可能児童数の 年間増員数	309 人	420 人	488 人	◎	
47	障害児（育成支援児）施設数及び 人数	公・私立保育所 91 施設	100 施設	116 施設	◎	
		234 名	250 名	323 名	◎	
48	インターンシップ受け入れ企業数	100 社	100 社(単年度)	193 社	◎	
【目標Ⅴ】だれもが安心して暮らせるまちづくり						
49	生きがい活動事業講座の延べ 参加者数	58,156 人	60,000 人 (30 年度末 までの平均)	63,707 人	◎	
50	アクティブチケット利用枚数 20,000 枚/年度	4,388 枚	20,000 枚/年度	73,699 枚	◎	
51	シルバーバンクのマッチング成功数	609 件	700 件	875 件	◎	
52	介護予防（二次予防）参加者数	1,392 人	1,800 人	H28 廃止	—	
53	シルバー人材センターの会員数	4,953 人	6,000 人	5,086 人	○	
54	市民活動サポートセンター利用登録 団体数	1,471 団体	1,971 団体	1,777 団体	○	
55	①介護者サロンの実施回数	26 か所	27 か所	27 か所	◎	
		269 回	550 回	923 回	◎	
	②介護者カフェの実施回数	未実施	4 か所	4 か所	◎	
56	自主防災組織の結成率	89.2%	95%	91.8%	○	
57	女性消防団員の数	58 人	130 人	74 人	○	
58	福祉のまちづくりモデル地区推進 事業への女性参加率 (児童・生徒以外)	27%	毎年度 30% 以上	48%	◎	
【目標Ⅵ】女性に対する暴力のないまちづくり						
59	性犯罪防止のための講座等受講者の 満足度	79.9%	90%	100%	◎	
60	刑法犯認知件数	14,643 件	12,440 件	10,958 件	◎	
【目標Ⅶ】男女が互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるまちづくり						
61	女性の性と生殖に関する健康／権利 講座等の受講者の満足度	79.9%	90%	100%	◎	
62	乳がん検診、 子宮がん検診の 受診率	乳がん	22.2%	50%	24.4%	○
		子宮がん	30.4%	50%	29.9%	▼
63	特定保健指導の実施率 (法定報告値)	32.9%	60%	28.1%	▼	
64	市立中・高等学校における薬物乱用 防止教室開催数	61 校	427 校	366 校	○	

6 第3次プランでの取組と今後の課題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

さいたま市では、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的な取組として男女が対等に政策・方針決定の場に参画できるよう審議会等への女性委員の登用を促進しています。現行基本計画では、審議会等における女性委員の割合42%を目標に掲げており、平成30年3月末現在の女性登用率は、36.1%となっています。目標達成に向けて、今後一層の推進が必要です。

企業、政治、地域活動の分野においては、依然として古い慣習に従った組織運営がなされ、女性の意思決定過程への参画が進んでいないため、結果として、男女共同参画が進まない状況があります。

あらゆる分野における女性の参画については、広く意識されつつありますが各種組織の指導的地位に占める女性の割合は低くとどまっている状況です。

女性の活躍に向けての機運の高まりがある今、意思決定過程への女性の参画拡大の動きを更に加速していく必要があります。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の推進

男女ともに仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ※問題」の解消や女性の参画の拡大を進める上で重要であり、さいたま市では、第2次プラン、第3次プランにおいて重点事項に掲げ、市民への意識啓発や事業所の取組の促進などを行い、さいたま市男女共同参画推進協議会において、実施状況、課題の認識等について外部評価を実施してきました。

しかしながら、さいたま市では全国と比べ、出産・子育て期における女性の労働力が低下している状況にあります。これらは多くの要因が複雑に関わっているものですが、勤務年数が重視されがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされるこれまでの男性中心の働き方を前提とする労働慣行が大きい要因であると考えられます。

また、女性の労働力低下の理由として、「子育て」による就労継続が困難であるとの認識はされているものの、「介護」「介護者支援」については、その認識が不十分であるため、一層の意識啓発の推進が必要となります。第4次プランでは、全ての市民がその能力を発揮でき、育児や介護等を担いながらも社会参画が継続できるようなくみづくりが必要です。

(3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

さいたま市では、現行計画において「社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり」を目標に掲げ、意識啓発や講座の開催等に取り組んできました。

平成 28 年度にさいたま市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識に対する回答として、「反対」との回答が半数を上回る結果となりました。しかしながら、女性は各年代で「反対」が過半数を超えるものの、男性の傾向を見ると、30代が「反対」の割合がもっとも高く、60代では「賛成」「反対」がほぼ同等、70代では過半数以上が「賛成」と回答するなど、その意識は依然として根強く残っています。

性別役割分担意識の解消は、男女共同参画のあらゆる施策の基礎となるものであることから、子どもの頃から家庭や学校教育での取組が重要となり、今後も引き続き意識啓発等の事業を推進する必要があります。

第2章



基本的な考え方

1 計画の目的

さいたま市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2 計画の基本理念

さいたま市では、平成15年3月に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

第1次プランから第3次プランへと掲げてきた基本理念を引き続き尊重し、計画を推進します。

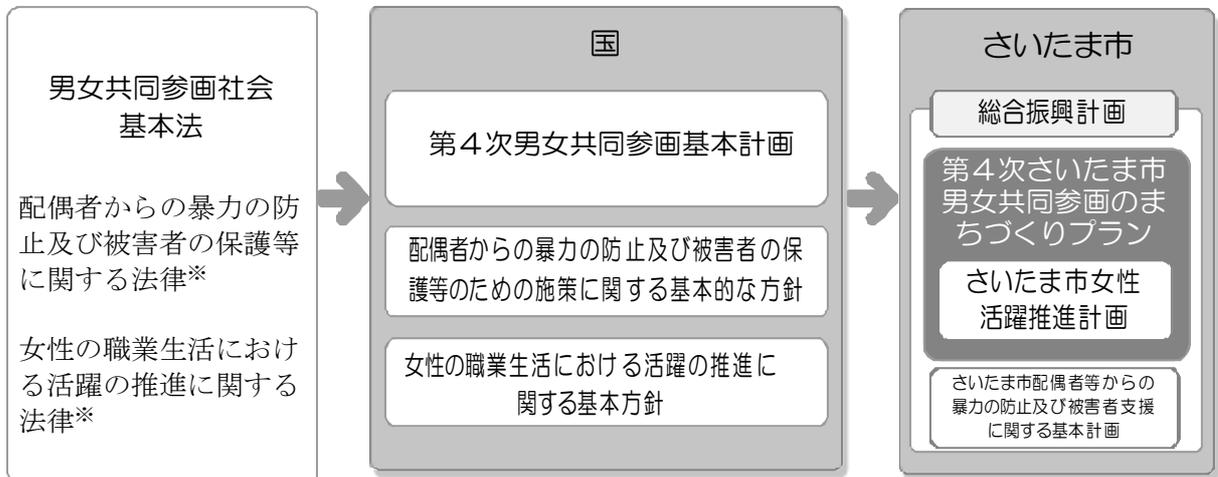
ひと ひと
**女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現**



3 計画の位置付け

本計画は、「さいたま市総合振興計画」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*}」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」を包含するとともに、「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」と整合を図りながら推進していきます。

なお、計画の目標Ⅲ施策の方向1、目標Ⅳ施策の方向4、目標Ⅴ施策の方向2に係る部分については、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。



4 計画の期間

第4次プランの計画期間は、国や県の計画期間が5年間であること、また社会情勢の変化への対応や国の動向を踏まえた内容とするため、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、第4次プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
			第4次さいたま市男女共同参画の まちづくりプラン				
第2次さいたま市配偶者等からの暴力の 防止及び被害者の支援に関する基本計画							

5 計画の目標

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の6つの基本目標（第3条）及び7つの基本的施策等（第9条）に基づき計画の目標を定め、施策・事業に取り組みます。

男女共同参画社会の実現のためには、引き続き解決しなければならない課題がある一方、新たな対応が必要である課題があることから、次の7つを計画の目標とします。

○計画の目標

- I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり
- II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり
- V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり
- VI だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VII 女性に対する暴力のないまちづくり



6 計画における重点事項

これまでの取組及び国、県の基本計画並びに社会経済状況の変化等を踏まえ、第4次プランでは、次の5項目を重点事項とします。

- (1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実
- (4) 女性の経済的自立に向けた取組の推進
- (5) 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

固定的な性別役割分担*意識は、若い年代ほど解消傾向が見られるものの、依然として根強く残っています。固定的な性別役割分担*意識から脱却するためには、子どもの頃からの男女平等の理解を深めるための教育が重要であり、その教育が男女共同参画社会の基盤を作ることにつながります。

学校教育を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性や、性別に関わりなく男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育*を推進するとともに、教育の内容が充実するよう、教育関係者を対象とした研修等の取組を推進します。

また、男女平等の理解を深めるためには、家庭教育も重要な役割を担うことから、保護者等を対象とした講座の開催などの学びの場を提供します。

さらに、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担*にとらわれない意識が醸成されるよう、公民館での講座など身近な地域における市民への学習機会の充実に取り組みます。

（２）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければならず、また、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するためには、あらゆる分野における女性の参画が必要不可欠です。女性活躍推進法の制定により、女性の活躍に向けての機運の高まりがある現状において、女性の参画の拡大の動きを更に加速させることが重要です。

さいたま市においては、審議会等委員への女性の積極的登用や女性職員の管理職への登用を促進しています。第4次プランに掲げた目標の達成に向けて、引き続き審議会等委員への女性の登用を推進します。

また、女性職員の管理職への登用については、女性が管理職になる過程として、研修等を通じたキャリア形成支援や計画的な育成が重要です。同時に、男女を問わず仕事と家庭生活を両立しながら活躍できるための職場環境の整備が必要です。

さらに、あらゆる分野において女性の参画を実現するためには、地域における各種団体や事業者に対し、女性の積極的登用と女性役職者の登用促進について働きかける取組が必要です。

（３）多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）は、趣味や学習、地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするものであり、家族が安心して暮らすための責任を果たしていく上でも重要です。

しかしながら、固定的な性別役割分担[※]意識などから、家事や子育て・介護等における女性の負担が大きい状況が続いており、男性の家事・育児、介護等への参画や地域社会への貢献が十分ではない状況です。今後、男女が共に家庭・地域活動等へ参画するために、子育てや地域活動に関する情報の提供や支援の充実に取り組みます。

また、高齢者人口の増加により要介護者数が増加し、現役世代の介護負担が重くなっている中、介護を理由とした離職や孤立した介護生活の防止、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減など介護者に向けた支援にも取り組みます。

(4) 女性の経済的自立に向けた取組の推進

就業は、生活の経済的な基盤として経済的自立のために必要なことであるとともに、自己実現につながるものであり、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女共同参画の推進につながるものです。しかしながら、総務省の平成 28 年労働力調査によると、女性の非正規雇用者の割合は過半数を超え、正規の職員・従業員の仕事がないという不本意な理由により、非正規として就業している割合も 20 代後半から 30 代前半で高くなっています。誰もが安定した生活基盤を作れるよう、非正規から正規雇用への転換など、若年層や未婚の女性への経済的自立に向けた支援を推進します。

あわせて、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、自らの希望により働き続ける選択ができるように、長時間労働の削減など、男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組みます。

また、企業や各種団体と連携し、働く場における男女共同参画の取組を推進する必要があります。

(5) 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備

厚生労働省が実施した平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯数の内、母子家庭は平均所得額も低く経済的に不安定で、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭の親子等が安心して暮らせるよう相談体制の充実や、世帯や子どもの実情に応じた支援に取り組みます。

また、生活基盤の確立のために、特に母子家庭の親に対する就業支援が必要であるとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもへの教育の支援等を行います。

〔基本施策〕

①人権尊重・男女平等意識の啓発 ②男女共同参画に関する意識の啓発 ③各種調査・研究の実施

①国際理解・交流活動の推進 ②国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実

①市民・事業者との連携の推進

①男女共同参画推進センター事業の充実

①性別による固定的な役割分担にとられない意識の啓発
②公民館・団体等における推進・啓発

①男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進
②男性の家庭生活・地域活動への参画に向けた啓発・教育 ③男性にもたらされる重圧への支援

①学校教育での取組 ②家庭教育への取組

①人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進

①行政・審議会等への女性の積極的登用 ②事業者・団体による取組の促進

①男女共同参画に向けた人材発掘・育成

①仕事と生活の両立の促進 ②事業者等による取組の促進
③育児・介護休業等への理解と取得の促進

①介護者支援策の充実 ②子育て支援策の充実
③子育て情報の提供と学習機会の充実 ④保育施設等の整備・充実

①男性の家庭生活・地域活動への参画の促進

①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
②積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進

①就業継続や再就職のための支援体制整備 ②起業等に対する支援
③女性のチャレンジ支援とキャリア教育[※]の推進

①ひとり親家庭への支援 ②若年層への支援

①高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ[※]）、外国人等が暮らしやすい環境の整備
②高齢者、障害者の社会参加の促進 ③性的少数者（性的マイノリティ[※]）の方への支援 ④外国人のための生活支援策の充実

①性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実
②妊娠・出産・育児等に関する健康支援 ③からだと心に関する相談等の充実

①男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

①女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進
②セクシュアル・ハラスメント[※]防止に対する理解と対策の充実 ③行政・事業者・団体による取組の促進

①被害者の早期発見と相談体制の充実 ②被害者保護と自立支援の充実
③関係機関との連携協力 ④子どもへの支援

8 計画の推進

(1) 推進の考え方 [市、市民、事業者の役割分担と連携・協働]

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、協働して計画の推進にあたることと定められています。

本計画の推進にあたっては、市・市民・事業者のそれぞれが次の役割を担うこととします。

市 ◎施策の策定・推進 ◎市民・事業者との連携

○市民や事業者、市職員に対し「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目標の浸透を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進する。

○市民一人ひとりが能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備を進める。

○国や埼玉県などと十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで男女共同参画のまちづくりに向けた施策を実施する。

市民 ◎日常生活での推進 ◎市の施策への協力

○一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める。

○固定的な性別役割分担*意識を見直し、家庭生活や職業、地域活動などにおいて、権利と責任を共に分かち合う。

○男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に活動に参加する。

事業者 ◎事業活動での推進 ◎市の施策への協力

○地域社会の一員として、条例の趣旨などにのっとり、事業活動の中で積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める。

○男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に協力する。

(2) 推進の具体的方法

次の5つの点に留意して計画を推進します。

① さいたま市男女共同参画推進本部

施策・事業を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制のもとに係る各局区等が連携して取り組みます。

② 指標（数値目標）の設定

計画を推進するための指標（数値目標）を設定します。

③ さいたま市男女共同参画推進協議会

市長の諮問機関として、男女共同参画推進協議会が男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議した結果を、施策に反映させます。また、施策の評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、男女共同参画推進協議会による外部評価を行います。

④ 事業・数値目標の見直し

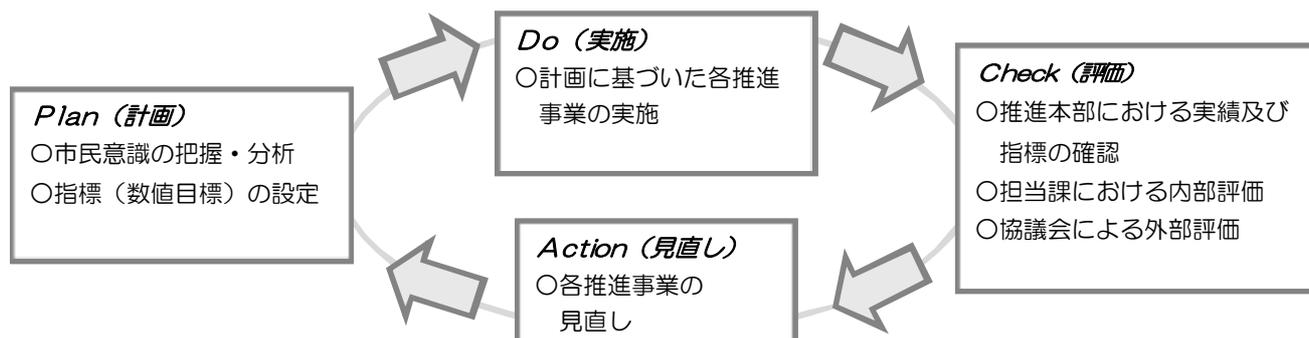
法制度の整備や事業の進捗に伴う新たな取組の追加、数値目標の見直しなどについては、計画期間の途中であっても、必要な対応を行います。

⑤ 年次報告書の作成と公表

毎年度、数値目標の達成状況と各施策の実施状況を把握し、男女共同参画のまちづくりの推進状況と施策の実施状況を公表します。

9 計画の進行管理

計画期間中は、事業・取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、庁内関係部局において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善等していきます。





第 3 章

計画の内容

1 施策の展開

目標 I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり——

男女共同参画社会を実現するために、男女の性別に関わる固定観念や偏見、不平等が存在することから、その解消に向けた施策が主体になるものの、男女の性別に関わる基本的な認識の中に性的少数者（性的マイノリティ[※]）の存在を常に意識し、あらゆる立場の人々が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に向けて、人権尊重のまちづくりを進めます。

そのため、今後も引き続き、男女共同参画についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

施策の方向 1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究

男女共同参画に関する理解が深まるとともに性的少数者（性的マイノリティ[※]）等、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

そのため、今後も引き続き、男女平等についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

また、男女の固定的な性別役割分担[※]意識などの課題を分析するため、市民意識調査を実施し、分析・公表するとともに、様々な調査・研究の結果を広く活用していきます。



【施策の展開の記載項目に関する留意事項】

元号の表記については、天皇の退位等に関する皇族典範特例法の施行期日を定めた政令により、2019年5月1日に改元される予定ですが、まだ新しい元号が定められていないため、「平成」を使用しています。

I - 1 - ① 人権尊重・男女平等意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	<p>様々な人権問題の解決のため、同和問題、女性・子ども・障害のある人・高齢者・外国人などの人権問題について理解を図るための資料を作成します。</p> <p>【数値目標】 「啓発冊子・パンフレットの作成・配布数」 5,600部（平成29年度末） →5,800部（平成35年度）</p>	人権政策推進課
2	人権セミナー・講座等の開催	<p>市民の人権尊重意識の普及・高揚を図るため、市民に対して人権問題の講演会を開催します。</p> <p>【数値目標】 「人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」割合」 94.8%（平成29年度末） →96%（平成35年度）</p>	人権政策推進課
3	人権問題に関する情報の提供	<p>差別を許さない市民運動強調月間・週間、人権相談の実施など人権問題に関する情報を市報などに掲載し、市民の理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決を図ります。</p> <p>【数値目標】 「人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数」 14回（平成29年度末）→14回（平成35年度）</p>	人権政策推進課
4 VIに 再掲	性の多様性への理解の促進	<p>性同一性障害など自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向*を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。</p>	男女共同参画課
5	職員ハンドブックによる啓発	<p>男女共同参画の視点を持って業務にあたるための指針として、職員ハンドブックを作成・配布します。</p>	男女共同参画課
6	学校における人権教育の推進	<p>様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するとともに、教職員の更なる人権意識の高揚を図ります。このため、校内人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに実践事例集や人権文集、人権ニュースの作成等に取り組みます。</p>	人権教育推進室

I - 1 - ② 男女共同参画に関する意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
7 Ⅱに 再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「講座等受講者の満足度」 98%（平成29年度）→100%（平成35年度）	男女共同参画課
8 Ⅱに 再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課
9	職員研修等の実施	職員の男女共同参画に関する知識を深め、意識の啓発を図るため、職員研修などを実施します。	男女共同参画課
10	男女共同参画週間の周知	男女共同参画社会基本法の制定にちなんで全国的に実施される男女共同参画週間の周知のため、記念講演会の開催、広報、ホームページにおける啓発などを行います。	男女共同参画課
11	男女共同参画に関する法令の周知	女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、DV*防止法、男女雇用機会均等法など、男女共同参画に関する法令及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえて制定した、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」等の周知を行います。	男女共同参画課
12 Ⅱに 再掲	広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	男女共同参画課
13 Ⅲに 再掲	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【数値目標】 「啓発活動実施回数」 3回/年度（平成29年度） →3回以上/年度（平成35年度）	男女共同参画課
14	図書館資料情報の提供	中央図書館内「市民活動支援コーナー」に「男女共同参画コーナー」を設け、ジェンダー*や女性論、家族や結婚・離婚に関する本などを収集し、情報の提供を行います。 【数値目標】 「男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数」 34冊（平成29年度末）→40冊（平成35年度）	中央図書館資料サービス課

I - 1 - ③ 各種調査・研究の実施

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
15	市民意識調査の実施	市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の推進に向けた基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。	男女共同参画課

施策の方向2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知

国内における男女共同参画を推進する取組は、国際社会の取組と密接に関係していることから、市民の国際理解を深めるため、男女平等に関する国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

I-2-① 国際理解・交流活動の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
16	国際社会への理解を深めるイベント・講座等の開催	市民を対象に国際友好フェアや日本語スピーチ大会を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	観光国際課
17	NPO/NGOとの協力・連携	NPO・NGO団体と協力・連携し、市民が参加できるイベントなどを開催します。	観光国際課
18	外国人市民委員会の開催	市内在住外国人市民の市政への参加推進や諸問題について話し合い、要望や意見をまとめ、市長に提言を行います。	観光国際課

I-2-② 国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
19	世界の女性の問題に関する情報提供・学習機会の提供	世界の女性を取り巻く問題や現状を知るための情報収集・提供、学習機会の提供を行います。	男女共同参画課
20	国際理解・平和に関する講座の開催	国際理解・平和に関する講座を開催します。	生涯学習総合センター・公民館
21	国際理解講座の開催	海外の習慣や文化などの違いについて理解を深めるための講座を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	観光国際課

施策の方向3 市民・事業者との連携の推進

広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するため、さいたま市独自で取組を推進していただくだけではなく、働く場においては、国、県、経済団体、労働団体等の関係機関と連携して、また、地域活動の場においては、市民やNPO、企業等とも連携を密にしながら、取組を推進していきます。

市民やNPO、町内会、地域団体、企業等と緊密な連携を図るために、情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努め、それぞれが果たすべき役割を担いながら、協働して男女共同参画を推進します。

I-3-① 市民・事業者との連携の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
22	苦情処理制度の充実	男女共同参画に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響があると認められる施策に対する苦情の申出を処理する制度について、広く市民などが利用できるよう周知を図るとともに、苦情の申出に対して適切かつ迅速に処理します。	男女共同参画課
23	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画・運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 【数値目標】 「協議会の新規加盟団体数」 →5団体（平成35年度末）	男女共同参画課
24	事業者等との連携	事業者等と連携し、男女共同参画の推進に資する取組を実施します。	男女共同参画課

施策の方向 4 男女共同参画推進センター機能の充実

市の男女共同参画推進センターは、男女共同参画を推進する拠点施設として、市民や企業の啓発、地域活動市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、更なる機能強化を図ります。

また、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるよう、男女共同参画推進センターを中心に区役所や公民館等とともに地域の取組をサポートし、全市的に広がりのある啓発や学習機会の提供、情報発信を進めます。

I - 4 - ① 男女共同参画推進センター事業の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
25	相談事業の充実	様々な悩みを抱えている方からの相談を通して、性別にとらわれず自分らしく生きていけるように対応します。 【数値目標】 「相談等に携わる職員の研修等の開催回数」 12回（平成29年度末） →15回／年度（平成35年度）	男女共同参画課
26	団体・交流支援事業の充実	男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けたネットワークづくりの促進などの支援を充実するとともに、センターでの活動を支援します。	男女共同参画課
27	事業検討委員会の設置	男女共同参画推進センターの運営及び事業について検討する委員会を設置し、市民意見を事業に反映します。	男女共同参画課
28	男女共同参画に関する学習グループの支援	男女共同参画推進センターなどの活動場所及び情報を提供することにより、男女共同参画に関する学習グループなどを支援します。	男女共同参画課

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

男女共同参画社会の形成にあたっては、性別による固定的な性別役割分担[※]意識の解消や、旧来から続く社会制度・慣行の見直しに取り組むことが重要です。それらに向けての意識改革は、職場、学校、地域、家庭などで進めていく必要があり、一人ひとりが身近な問題として捉えられるよう、あらゆる機会・媒体を活用して、わかりやすく啓発し、様々な情報提供を行います。

また、性別による固定的な役割分担に捉われない意識が醸成されるよう、学校教育や家庭教育、生涯学習において、男女平等について学ぶ教育を進めます。また、男女が共に生活、経済、精神的に自立し、多様な生き方を選択できる力を育む教育を目指します。

さらに、様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー[※]）の向上を図るとともに、広報や出版物などの情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。



施策の方向 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向けて、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担*を見直し、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

II-1-1-① 性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
7 Iに 再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「講座等受講者の満足度」 98%（平成29年度）→100%（平成35年度）	男女共同参画課
8 Iに 再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課
12 Iに 再掲	広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	男女共同参画課

II-1-1-② 公民館・団体等における推進・啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
29	市民コミュニティづくり事業の充実	地域のコミュニティづくりやまちづくりを推進する事業を行います。	生涯学習総合センター・公民館
30	公民館での託児の実施	子育て中の方でも、生涯学習総合センター及び公民館での講座に参加できるよう、託児付き講座の充実を図ります。	生涯学習総合センター・公民館
31	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び地区公民館において男女共同参画の視点に立った講座を開催します。	生涯学習総合センター・公民館

施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

男性が家庭生活と仕事、地域生活等を調和（ワーク・ライフ・バランス※）させ自立した生活を送ることができるよう、固定的な性別役割分担※意識を解消し、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画を促進する積極的な取組を進めるために、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供と啓発、男性の育児・家事・介護能力を高めるための支援を進めます。

II-2-① 男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
32	男性のための講座の開催	男性の家庭・地域生活への参加等、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための講座を開催します。	男女共同参画課

II-2-② 男性の家庭生活・地域活動への参画に向けての啓発・教育

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
33 IVに再掲	出産前教室の実施	初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。	地域保健支援課
34	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進	父親を対象とした家事・育児参加を促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により、開催します。	子育て支援政策課
35	保育士・幼稚園教諭体験の拡大	父親等の子育て参加を推進するため、市内の保育施設・幼稚園における父親等の1日保育士・幼稚園教諭体験事業を実施します。	保育課
36	父子手帖の発行及び配布	父親の子育て参加の契機とするため、父子手帖を発行・配布します。 【数値目標】 「父子手帖の発行及び配布数」 15,000冊（平成29年度） →15,000冊（平成35年度）	子育て支援政策課
37 IVに再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

Ⅱ－２－③ 男性にもたらされる重圧への支援

事業 番号	推進事業	事業内容	所管課
38	男性の悩み電話 相談の実施	生き方、仕事、家庭、人間関係など男性が抱える 悩みについて、男性相談員が相談に対応します。	男女共同 参画課

施策の方向3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実【重点事項1】

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。また、学校教育、家庭教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが人権尊重への理解を深められるよう、人権教育を推進します。また、男女の固定的な性別役割分担*意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切にする生涯学習の充実を図ります。

II-3-① 学校教育での取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
6 Iに 再掲	学校における人権教育の推進	様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するとともに、教職員の更なる人権意識の高揚を図ります。このため、校内人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに実践事例集や人権文集、人権ニュースの作成等に取り組みます。	人権教育推進室
39	キャリア教育*の推進	生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのワークシートの作成・配付や、中・高等学校の教員を対象とした「さいたま市進路指導・キャリア教育*連絡協議会」を開催するなど、各学校と協働し、進路指導・キャリア教育*を推進します。	指導1課
40	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」	市立中学校・特別支援学校の生徒に、勤労観、職業観を育み、学ぶことの意義を考える機会となる、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」を実施します。 【数値目標】 「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」と回答した生徒の割合 89.1%（平成29年度末） →94.8%（平成35年度）	生涯学習振興課

Ⅱ－３－② 家庭教育への取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
41	親の学習、家庭教育学級等の実施	<p>子育て中の親同士が自分自身や子育てについて改めて考え、様々な学びを通して気付くことにより、親として成長することを目的としたワークショップ形式による親の学習事業や、家庭における子育てについて理解を深める講座などを実施します。</p> <p>【数値目標】 『親の学習事業の男性参加者の中で「満足」と回答した割合』 79.8%（平成29年） →83.4%（平成32年）</p>	生涯学習総合センター ・公民館
42	家庭教育、子育てセミナー等の開催	<p>小学校の就学時健診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を開催します。</p>	生涯学習振興課

施策の方向 4 メディアにおける男女共同参画の推進

メディアにおける人権尊重を促進するため、市民がメディア・リテラシー※（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を向上させるための支援と、メディア関係者の自主的な取組が進むよう、男女共同参画の視点の主旨を正しく理解し、適切な広報活動を行います。

II - 4 - ① 人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
43	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成	人権尊重・男女共同参画の視点に立った、広報・出版物を作成します。	男女共同参画課 全庁
44	メディア・リテラシー向上のための啓発、講座の開催	男女共同参画の視点からメディアを読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー※）に関する啓発及び講座などを実施します。	男女共同参画課
45	情報モラル教育の推進	<p>全ての市立小・中・高等・特別支援学校での「携帯・インターネット安全教室」や、教職員を対象とした情報モラル関連の研修を開催する。また、教育研究所WEBページにおいて、情報モラルを学ぶことができる学習サイト「ス学(マナ)ピ」を公開する。さらに、「学校非公式サイト」などの継続的な監視と削除依頼を実施します。</p> <p>【数値目標】 「学校非公式サイト等監視業務における児童生徒による不適切な書き込みの削除率」 76.2%（平成29年度末） →90.0%（平成35年度）</p>	教育研究所

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

政策・方針決定過程における女性の参画促進は、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。

多様な価値観と発想を取り入れるため、政治・経済・地域など、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、市が積極的に事業者や団体などへ働きかけを行うことが必要です。今後においても、あらゆる機会を通じて市民及び事業者と協力して、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション[※]）の推進に努めます。

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点事項2】 **女性活躍**

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

市の関係団体や、市が補助金を交付する経営者団体・協同組合等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

Ⅲ－1－① 行政・審議会等への女性の積極的登用

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
46	審議会等委員への女性の登用促進	男女共同参画推進本部の開催、事前協議の実施、登用計画書の作成などを通じて、審議会等への女性登用を促進します。 【数値目標】 ①審議会等における女性委員の割合 ②女性のいない審議会等の数 ①36.1% ②2件（平成29年度末） →①42.0% ②0件（平成35年度）	男女共同参画課 全庁
47	審議会等委員の市民公募の実施	審議会等委員の市民公募を実施し、男女が共に市政に参画する機会の拡大に努めます。 【数値目標】 「公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率」 未調査（平成28年度末） →20%以上（平成35年度）	総務課 全庁

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
48	女性職員の管理職への登用促進	女性職員の管理職への登用を促進します。 【数値目標】 「管理職女性登用率」 一般行政職 11.2%(平成 29 年 4 月 1 日時点) →一般行政職 14.0% (平成 33 年 4 月 1 日時点)	人事課
49	女性教職員の管理職への登用促進	女性教職員の管理職への登用を促進します。	教職員 人事課
50	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。 【数値目標】 「消防職の女性職員の採用割合（4年間総採用者数）」 消防職 4.3%（平成 28 年度末） →消防職 14.0%（平成 32 年度末）	消防職員課
51	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。 【数値目標】 「企業職の女性職員の配置割合」 企業職 12.7%（平成 28 年度末） →企業職 16.2%（平成 35 年度末）	水道総務課

Ⅲ－１－② 事業者・団体による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
52 Ⅴに 再掲	積極的格差是正措置 (ポジティブ・アクション) の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクション [*] の周知を図るため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施やホームページでの周知を行います。	労働政策課

施策の方向2 あらゆる分野における女性の参画の拡大

あらゆる分野の意思決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画を促進します。

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

Ⅲ－２－① 男女共同参画に向けた人材発掘・育成

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
53	人材リストの作成と活用	さいたま市内で活躍している女性の人材情報を広く収集し、次の目的のために活用します。 (1) さいたま市の審議会等の委員への登用 (2) さいたま市が主催する講演会の講師選定	男女共同参画課
13 Iに 再掲	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【数値目標】 「啓発活動実施回数」 3回／年度（平成29年度） → 3回以上／年度（平成35年度）	男女共同参画課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の実現は、一人ひとりの生活を豊かにするとともに、事業所においても優秀な人材の確保や生産性の向上、さらには社会経済の活性化にもつながります。

ワーク・ライフ・バランス※を実現するため、性別による固定的な役割分担意識の解消や、これまでの仕事中心の生き方や長時間労働の見直しなど、社会全体の意識改革を進めます。

そのため、男女がともに育児や介護などに取り組み、家庭生活や地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や子育て支援・介護サービスの充実に努めます。また、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取組を進めます。

施策の方向 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の推進

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知するとともに、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランス※を実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

Ⅳ－1－① 仕事と生活の両立の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
54	ワーク・ライフ・バランス※出前講座の開催	事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランス※の考え方や実践的な取り組みなど、「働きやすい職場」についての講座を開催します。	男女共同参画課
55	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）に関する講座の開催	男女共同参画推進センター及び事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「ワーク・ライフ・バランス※の必要性を意識した受講生の割合」 87.4%（平成29年度末） →90%（平成35年度）	男女共同参画課

IV-1-② 事業者等による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
56	子育てを支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査*における等級区分において、次世代育成支援対策推進法*に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出した「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
57 IV-2-④ に再掲	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	のびのび 安心 子育て課
58 Vに再掲	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 2事業者（平成30年度） →3事業者／年度（平成35年度）	男女共同 参画課
59	「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	「CSR（企業の社会的責任）チェックリスト」の活用により、ワーク・ライフ・バランス*や多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促します。 【数値目標】 「CSRチャレンジ企業認証企業数」 10社（平成29年度） →25社／年度（平成30年度～平成32年度）	経済政策課
60	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）推進事業	ワーク・ライフ・バランス*の理解と意識啓発を推進するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
61	労働法規等への理解の促進	労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
62	労働時間短縮のための啓発	定時退社の促進など労働時間短縮のための意識啓発を行うため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

IV－1－③ 育児・介護休業等への理解と取得の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
63 IV-3-① に 再掲	育児休業・介護休業取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成29年度） →13.0%（平成32年度）	人事課
37 II・IV-3-① に 再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実

【重点事項3】女性活躍

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受入枠の拡大と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。介護を社会的に支援するため、介護の担い手への支援や介護サービスの供給量の確保など、介護支援策の充実を図ります。

IV-2-① 介護者支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
64	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険事業等に関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。	介護保険課
65	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる、認知症サポーターの養成や周知・啓発を行います。 【数値目標】 「認知症サポーター養成数」 62,719人（平成29年度末） →今後3年間で24,600人養成	いきいき長寿推進課
66	介護者サロン・カフェの充実（介護者支援体制充実事業）	介護をしている人が悩みや疑問を語り合う介護者サロン・カフェを設置するとともに、介護者サロン実施主体の地域包括支援センターを広く周知します。 【数値目標】 ①介護者サロンの実施回数 ②介護者カフェの実施か所数 ③地域包括支援センターの認知度 ①923回、②4か所、③現状値なし （平成29年度末） →①980回、②8か所、③指標の設定 （平成32年度末）	いきいき長寿推進課
67	介護保険関連施設等の整備促進	在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による整備の促進を図るため、施設建設費等の一部助成などを行います。 【数値目標】 「施設の定員」 7,824人（平成29年度末） →8,481人（平成32年度末）	介護保険課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
68	生活支援 ショートステイ の実施	介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。	高齢福祉課
69	レスパイト サービスの実施	知的障害児（者）の介護者を一定期間介護から解放し、心身のリフレッシュを図るために知的障害児（者）を一時的に生活ホームで預かります。	障害支援課

IV-2-② 子育て支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
33 Ⅱに 再掲	出産前教室の 実施	初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。	地域保健 支援課
70	育児学級の開催	おおむね生後2～3か月の児とその保護者を対象に、育児について学び、親子のふれあいや親同士が交流する場を提供し、子どもの発育・発達や母子の愛着形成などの情報を発信し、育児不安の軽減を図るため「育児学級」を各区役所で実施します。 【数値目標】 「育児不安軽減者の割合」 78.3%（平成29年度末） →80%以上（平成35年度）	地域保健 支援課
71	ファミリー・ サポート・ センターの充実	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをアドバイザーが行います。	子育て支援 政策課
72	子育てヘルパー 派遣事業	体調不良などで昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。	子育て支援 政策課
73 Ⅶに 再掲	子どもショート ステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭における養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約）（平成29年度末） →毎年度6施設と契約（平成35年度）	子育て支援 政策課
74	小児救急医療 体制の充実	子どもが急病のときに看護師などがアドバイスを行う「さいたま市子ども急患電話相談」を実施します。また、市民向け医療機関情報検索サイト「さいたま市医療ナビ」を公開します。	地域医療課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
75	子育て支援拠点 施設整備・ 運営事業	3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。 【数値目標】 「単独型施設数」 10カ所（平成29年度末） →10カ所（平成35年度）	子育て支援 政策課

IV-2-③ 子育て情報の提供と学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
76	子育て情報の 提供	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」の運営など、市内の子育てに関する情報を集約し、広く提供します。 【数値目標】 「子育て応援ブックの発行数」 50,000部（平成29年度末） →50,000部（平成35年度）	子育て支援 政策課
77	子育て支援 ネットワークの 充実	市民サービスの向上を図るため、子育て支援関係機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題について情報を共有し、意見交換を行います。 【数値目標】 「ネットワーク会議の開催回数」 1回（平成29年度末）→1回（平成35年度）	子育て支援 政策課
78	親子教室の開催	児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	青少年 育成課
79 VIに 再掲	ふれあい親子 支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【数値目標】 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100%（平成29年度末） →100%（平成35年度）	地域保健 支援課

IV-2-④ 保育施設等の整備・充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
57 IV-1-② に 再掲	事業所内保育 事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	のびのび 安心 子育て課
80	認可保育所の 延長保育・ 一時預かり事業	子育てと仕事の両立を支援するため、認可保育所における延長保育及び一時的に家庭での育児が困難な場合や保護者の育児疲労の解消に対応するため、一時預かり事業を拡充します。	保育課
81	病児保育室の 拡充	保育所などを利用中の児童が、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な時期に、病院又は保育所などの専用スペースで一時的に預かる「病児保育」の実施施設を拡充します。 【数値目標】 「病児保育室施設数」 9施設（平成30年4月1日） →12施設（平成32年度）	のびのび 安心 子育て課
82	認可保育所等の 拡充	民間活力を利用した認可保育所等の設置や年間を通じて長時間の預かり保育を実施する「子育て支援型幼稚園」の利用を促進させるとともに、「保育ママ」といった新たな事業を創設することで、保育所等利用待機児童の解消を図ります。 【数値目標】 「保育所等利用待機児童数」 315人（平成30年4月1日） →0人（平成32年度）	のびのび 安心 子育て課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
83	私立幼稚園 預かり保育事業 の充実	私立幼稚園の正規の教育時間の前後に実施する「預かり保育事業」に対して補助金を交付します。 また、一定の要件を満たす幼稚園（「子育て支援型幼稚園」）の認定制度を創設し、その普及を促進します。 【数値目標】 「子育て支援型幼稚園の認定園数」 現状値なし（平成 29 年度末） →35 園（平成 32 年度）	幼児政策課
84	放課後児童健全 育成事業	児童福祉法に基づき、公設及び民設の放課後児童クラブにおいて、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導を行います。 【数値目標】 「利用ニーズに対する入所者の割合」 96.6%（平成 30 年 4 月 1 日） →100%（平成 35 年度）	青少年 育成課
85	障害児保育の 充実	障害のある子どもを幅広く認可保育所で受け入れ、集団保育の中での健全な成長・発達を促します。	保育課

施策の方向 3 男性の家庭生活・地域活動への参加の促進

育児休業や介護休業取得のための支援など、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組んでいきます。

IV-3-① 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
63 IV- 1-③ に 再掲	育児休業・介護休 暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成 29 年度） →13.0%（平成 32 年度）	人事課
37 II・ IV- 1-③ に 再掲	育児・介護休業 制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

目標Ⅴ 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

豊かで活力ある社会の実現に向け、結婚・出産・子育てなど転機を迎えるに当たり、女性自らが希望する生き方を実現し、職場や家庭など様々な場面で個性と能力を発揮し、活躍できる働きやすい環境づくりを進めていきます。

そのため、働くことを希望する人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができるよう、均等な機会と待遇の確保を進めると同時に、女性が働くことへの周囲の理解や、多様で柔軟な働き方への支援を図ります。また、子育てや介護等を理由に離職した後の再就職支援、能力開発の支援などの働きたい女性が働き続けられる環境づくりを進めます。

施策の方向 1 働く場における男女の均等待遇の促進

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取組や企業における女性のキャリアアップ支援などを行います。

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を更に推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、女性の活躍推進に取り組む事業者に対するインセンティブの拡充や、国や県などと連携した取組により、事業者による積極的改善措置などの取組を促進します。

V-1-① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
86	職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直し	職員研修の開催、男女共同参画職員ハンドブックの配布などにより、職務・職場における固定的な性別役割分担*意識の見直しを促進します。	男女共同参画課 全庁
87	男女雇用機会均等法の普及・啓発	男女雇用機会均等法に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
88	採用時における男女平等意識の啓発	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、男女均等な採用選考の意識啓発を図るため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

V-1-② 積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
52 Ⅲ・Ⅴ -2-③ に再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション※）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクション※の周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	労働政策課
58 Ⅳに再掲	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 2事業者（平成30年度） →3事業者／年度（平成35年度）	男女共同参画課
89	女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査※における等級区分において、女性技術者を雇用している「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課



施策の方向 2 女性の経済的自立に向けた取組の推進【重点事項 4】女性活躍

働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、女性のキャリアアップ・能力向上のための研修や労働関係の情報提供などを行います。

また、国や県などと連携を図りながら、男女がともに希望に応じた多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できる就業環境を整備するとともに、再就職や起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組みます。

V-2-① 就業継続や再就職のための支援体制

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
90 VIに 再掲	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	男女共同 参画課
91	女性労働に関する情報の収集・提供	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、女性労働に関する情報を提供するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）を実施します。	労働政策課
92	再就職支援のための講座等の開催	女性の再就職支援をテーマとした講座・講演会を開催します。	男女共同 参画課
93	女性の再就職支援	すぐにでも再就職したい方から、再就職への不安をお持ちの方まで、子育て世代をはじめとした女性求職者の多様なニーズに応える就労支援を実施します。 【数値目標】 「ワークステーションさいたまにおけるワンストップ就職支援サービス利用者数」 9,156人（平成28年度末） →9,600人（平成32年度）	労働政策課
94	働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及	働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及・周知のため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
95	働く女性のための講座などの開催	女性の就業継続の促進や、労働法などの正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座を実施します。	労働政策課
96	パートタイム労働者等の労働条件整備の普及・啓発	パートタイム労働法等の普及・啓発のため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

V-2-② 起業等に対する支援

事業 番号	推進事業	事業内容	所管課
97 VIに 再掲	女性と若者の 創業支援事業	<p>創業を目指す女性や若者に対して、窓口相談・専門家派遣の実施、創業セミナーの開催、ビジネスプランコンテストの実施など、総合的な支援を実施します。</p> <p>【数値目標】 「女性創業件数 若者創業件数」 女性創業9件、若者創業7件 (平成29年度末) →女性創業50件、若者創業39件 (平成29年度～平成32年度累計)</p>	経済政策課
98	関連機関と連携 したビジネス支 援事業の開催	関連機関と連携し、創業を目指す女性を対象にした個別相談会等、ビジネス相談会やセミナーを開催します。	中央図書館 資料サービ ス課

V-2-③ 女性のチャレンジ支援とキャリア教育※の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
52 Ⅲ・V -1-② に再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション※）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクション※の周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	労働政策課
99	女性農業者の育成	女性農業者を含めた農業後継者の育成や、農業経営の安定化に向けた支援を行い、農業の発展と持続的な経営安定を図ります。 【数値目標】 「地場産農産物料理講習会への講師派遣人数」 10人／年度（平成29年度末） →10人／年度（平成35年度）	農業政策課
100	従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援	理工系分野など従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを支援するための情報提供及び講座を開催します。	男女共同参画課
101	早期起業家教育事業の実施	市内小・中学生に対し、地域に根付いた一連の実践的なビジネス体験プログラムを提供することにより、起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成及び将来の地域経済を担う人材の育成を図ります。 【数値目標】 「早期起業家教育事業参加者数」 643人（平成29年度）→600人（平成32年度）	労働政策課



目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

社会経済情勢の変化の中で、貧困などにより教育や就労などの機会を得られず、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。

今後は、生活上の様々な困難の解決を図るため、高齢者や障害者をはじめ、ひとり親家庭や在住外国人、生活困窮者などの自立に向けて、生活の支援や社会参画を促進し、だれもが安心して暮らせるよう相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関や地域団体などと連携して支援に取り組みます。

また、男女がともに生涯を通じて健康な生活を送るために、健康づくりに関する学習機会の提供や情報提供を行うとともに、妊娠・出産期、思春期、更年期等の時期をとらえて、母子保健サービスをはじめ、健診や啓発等、健康づくりを支援します。

災害に強いまちづくりを進めるためにも男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するとともに、災害時において、女性や子ども等の多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

施策の方向 1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備【重点事項5】

女性は正規労働に就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。また、近年の経済の低迷に伴う雇用・就業環境の急激な変化により、非正規労働は男性においても増加し、貧困など困難な状況に置かれた人が増えています。

このような状況を解消するため、ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組の充実を図るとともに、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないように、世代間の貧困の連鎖を断ち切るための取組を行います。

VI-1-① ひとり親家庭への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
90 Vに 再掲	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	男女共同 参画課
102	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談などを行います。 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度）	子育て支援 政策課
103	ひとり親家庭等医療費支給事業	母子家庭、父子家庭、父または母が障害者である家庭などの生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を支給します。	年金医療課



VI-1-② 若年層への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
97 Vに 再掲	女性と若者の創業支援事業	<p>創業を目指す女性や若者に対して、窓口相談・専門家派遣の実施、創業セミナーの開催、ビジネスプランコンテストの実施など、総合的な支援を実施します。</p> <p>【数値目標】 「女性創業件数、若者創業件数」 女性創業9件、若者創業7件 (平成29年度末) →女性創業50件、若者創業39件 (平成29年度～平成32年度累計)</p>	経済政策課
104	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク	<p>子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。</p> <p>【数値目標】 「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク開催回数」 5回(平成29年度) →6回(平成35年度)</p>	青少年育成課
105	さいたま市若者自立支援ルーム	<p>社会生活を営む上で困難を有する若者を対象に、個人の状態にあわせた自立支援プログラムを実施し、円滑な自立を果たせるよう支援します。</p> <p>【数値目標】 「若者自立支援ルームの年間延べ利用者数」 9,300人(平成29年度) →12,000人(平成35年度)</p>	青少年育成課
106	ニートの就労機会の創出	<p>困難な状況を抱えた若年無業者等の職業的自立を促進するため、国と協働して実施している地域若者サポートステーション事業を実施します。</p> <p>【数値目標】 「地域若者サポートステーションさいたまにおける就職等進路決定者数」 117人(平成28年度末) →130人(平成32年度)</p>	労働政策課
107	専門の相談員による相談の充実	<p>全ての市立学校、市立教育相談室において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等をはじめとする専門の相談員が、児童生徒や保護者及び教職員に対し、教育相談を行います。</p>	総合教育相談室

施策の方向2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ[※]）、外国人等 が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者、性的少数者（性的マイノリティ[※]）等、様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組むとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、外国人の地域活動への参画促進などに努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

VI-2-① 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ[※]）、外国人等が暮らしやすい環境の整備

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
108	居住環境の整備	日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く）をするための経費の補助を行います。 【数値目標】 「居宅改善費補助金の交付申請件数」 4件（平成29年度） →4件（平成35年度）	高齢福祉課
109	居住環境の整備	肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、トイレなどの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。	障害支援課
110	居住環境の整備	市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある人等に対する優遇措置を行います。	住宅政策課
111	高齢者の見守り活動の支援	補助金の交付により、地区社会福祉協議会が主体となった見守り活動等を支援します。 【数値目標】 「見守り活動を行う地区社会福祉協議会数」 43地区（平成29年度末） →49地区実施（平成32年度）	高齢福祉課

事業 番号	推進事業	事業内容	所管課
112	緊急通報・相談等 事業の推進	常時注意を要するひとり暮らし高齢者に対しペンダント型発信機及び緊急通報電話機を貸与し、利用対象者が緊急時又は日常生活上において不安感若しくは孤独感を持った時に、いつでも通報または相談ができるような体制をとります。希望者には電話による安否確認を行います。	高齢福祉課
113	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	小・中学校を中心とした地区で「モデル地区」を設定し、障害のある方や市福祉関係団体、保護者等の協力を得て、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりをともに学びあう「モデル地区推進事業」を実施します。 【数値目標】 「モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度」 アンケート未実施 →90%（平成35年度）	福祉総務課
114	交通バリアフリーの推進	高齢者や障害者等の移動等の円滑化を図るため、さいたま市バリアフリー基本構想に位置づけられた重点整備地区において、各特定事業者と協議・調整を図りながらバリアフリー化を推進します。	交通政策課
115 新規	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	住宅政策課

VI-2-② 高齢者、障害者の社会参加の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
116	一般介護予防事業	<p>介護が必要となる更に前の段階からの予防を行い、高齢者の健康と暮らしの向上を目指すため、介護予防教室の開催や体操活動を中心とした住民主体の通いの場の支援などを行います。</p> <p>【数値目標】 「リハビリテーション専門職の派遣回数」 161回（平成29年度末） →300回（平成32年度）</p>	いきいき 長寿推進課
117	生きがい活動事業の充実(アクティブチケット交付事業)	<p>次の交付対象者からの申請に基づき、市内にある公共施設等が無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付します。</p> <p>①さいたま市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の方 ②シルバーポイント事業のポイント交換者 ③一般介護予防事業に参加した65歳以上の方</p> <p>【数値目標】 「アクティブチケット新規交付者数」 4,830人（平成29年度末） →5,100人（平成32年度）</p>	高齢福祉課
118	生きがい活動事業の充実	<p>高齢者の生きがいづくり・仲間づくりなどを目的として、介護予防普及啓発事業と連携して、「生きがい健康づくり教室」・「ますます元気教室」を公民館で実施します。</p>	生涯学習 総合 センター
119	シルバーバンクの充実	<p>高齢者を対象としたボランティア人材バンクで、ボランティア活動を望む市民と人材を求めている施設や団体とのコーディネートを行います。また、活動を始める方向けの研修会を開催します。</p> <p>【数値目標】 「マッチング成功数」 875件（平成29年度） →835件（平成35年度）</p>	高齢福祉課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
120	シルバー人材センターの充実	就業する意欲と能力のある高齢者に対し、就業の機会を提供する「(公社)さいたま市シルバー人材センター」の充実に向けた支援を行います。 【数値目標】 「シルバー人材センター会員数」 5,086人(平成29年度末) →5,500人(平成34年度)	高齢福祉課
121	中・高年者の就職支援の実施	中高年齢求職者を対象に、スキルアップに資する講座と就業体験等を組み合わせた実践的な就労支援を実施します。	労働政策課
122	障害福祉サービス事業所などの充実	在宅及び特別支援学校卒業後等の障害者の社会的自立を支援するため、障害福祉サービス事業所等の整備を行います。 【数値目標】 「障害福祉サービス事業所等(生活介護)の整備人数」 1,422人(平成29年度末) →150人増加(平成30年度～32年度累計)	障害政策課
123	障害者の就職相談の充実	障害のある人を対象に就労に係る相談を受け、企業内実習やジョブコーチ(職場適応援助者)の派遣など必要に応じた就労支援を行います。障害のある人が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、就労促進を図ります。	障害者総合支援センター

VI-2-③ 性的少数者(性的マイノリティ※)の方への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
4 Iに 再掲	性の多様性への理解の促進	自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向※を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。	男女共同参画課
124 新規	性的少数者出前講座の実施	男女共同参画推進センターにおいて、事業所等を対象に性的少数者(LGBT※等)への差別や偏見をなくし、性の多様性に関する理解を促進するため、出前講座を実施します。	男女共同参画課
125 新規	レインボーカラーを活用した啓発品の作成・配布	性的少数者(LGBT※等)への理解を示すレインボーカラーを活用した啓発品を作成し、講座やイベント等で配布します。	男女共同参画課
126 新規	性的少数者への支援	性的少数者(LGBT※等)である当事者への支援として、(仮称)パートナーシップ宣誓制度を創設し、周知します。	男女共同参画課
127 新規	職員への啓発	性的少数者(LGBT※等)に対する理解を促進するため、職員への研修や職員用対応ガイドラインを周知します。	男女共同参画課

VI-2-④ 外国人のための生活支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
128	外国人のための生活情報の提供	市報への英文記事掲載、生活便利帳の配布、(公社)さいたま観光国際協会による多言語生活情報誌「ぷらら」の発行など、日常生活に役立つ情報の提供・周知を行います。	観光国際課
129	通訳・翻訳ボランティアの充実	各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、公共の場面での必要性に応じて派遣します。	観光国際課
130	外国人のための生活相談	大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスをを行います。(言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語。)	市民生活安全課
131	外国人のための生活相談	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	観光国際課
132	日本語学習の支援	外国人市民のための日本語教室を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	観光国際課
133	日本語学習の支援	外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行います。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供します。	生涯学習総合センター
134	外国人留学生への支援	さいたま市に対する理解を深めるため、留学生などの外国人市民に向けた書道などの日本文化体験を通じて、地域住民との交流の機会を提供します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	観光国際課

施策の方向3 性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

「性と生殖に関する健康と権利[※]」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。HIV/エイズや、性感染症[※]などの健康を脅かす問題について、男女がともに正しく理解できるよう、性感染症[※]などに対する知識の普及・啓発や相談体制の整備などに取り組みます。

VI-3-① 性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
135	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ [※] ）の啓発	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ [※] ）をテーマとした講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
136	性に関する教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施するため、啓発教材の貸出しを行います。	健康教育課
137	HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	疾病予防対策課
138	HIV/エイズ・性感染症 [※] の健康教育の推進	養護教諭などが行うHIV/エイズ・性感染症 [※] に関する健康教育に必要な資料などの提供を行います。	疾病予防対策課
139	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立小・中・高等学校において、「薬物乱用防止教室」を開催し、児童生徒が薬物などの有害性について正しい知識を身に付けることができるようにします。 【数値目標】 「市立中・高等学校における薬物乱用防止教室開催数」 61校（平成24年度末） →61校（平成35年度）	健康教育課

VI-3-② 妊娠・出産・育児等に関する健康支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
140	妊婦・乳幼児健康診査の充実	妊娠した方に対して、経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査を一部公費負担します。また、児の疾病の早期発見、健全育成及び保護者への育児支援を図るため、乳幼児健康診査を実施します。	地域保健支援課
141	周産期母子医療センター体制の充実	妊産婦、胎児から新生児へ一貫した高度の医療を提供できる地域の中心的役割を果たす施設を維持します。	市立病院庶務課
142	不妊治療支援事業	不妊カウンセラーによる不妊専門相談（面接）や、不妊相談専用電話において、不妊・不育の相談を行います。また、特定不妊治療費の一部助成を行います。	地域保健支援課
79 IVに 再掲	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【数値目標】 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100%（平成29年度末） →100%（平成35年度）	地域保健支援課
143	乳がん・子宮がん等の検診の実施	①乳がん検診（40歳以上の女性で前年度未受診者） ②子宮がん検診（20歳以上の女性（40歳以上は前年度未受診者））などの各種検診を実施します。 【数値目標】 「がん検診の平均受診率」 乳がん検診 24.4%、子宮頸がん検診 29.9% 平均受診率 28.9%（平成29年度） →がん検診の平均受診率 40%（平成35年度）	地域保健支援課

VI-3-③ からだと心に関する相談等の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
144	女性のための心の健康相談	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、心療内科医による健康相談を実施します。	男女共同参画課
145	精神保健福祉に関する講演会	精神保健福祉に関する普及・啓発活動の一環として、講演会を実施します。 【数値目標】 「参加者のアンケートによる満足度」 80%（平成29年度末） →80%（平成35年度）	こころの健康センター
146	子どもの精神保健相談室	小学校高学年から中学生とその家族を対象に、子どもの心の問題に関する精神保健相談を実施します。また、相談員等の知識・技術の向上を目的とした支援者研修を実施します。 【数値目標】 「支援者研修参加者のアンケートによる理解度」 現状値なし（平成29年度末） →80%（平成35年度）	こころの健康センター
147	性感染症*に関する情報提供・相談事業	市民からの性感染症*に関する相談に対応し、適切な情報提供を行います。	疾病予防対策課

施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

VI-4-① 男女共同参画の視点に立った防災・環境分野における取組の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
148	自主防災活動の推進	地域における自主防災組織の結成を促進します。 【数値目標】 「自主防災組織の結成率」 91.8%（平成29年度末） →97%（平成31年度）	防災課
149	女性消防団員の入団促進	消防団員の確保及び昼間消防力低下対策の一環として、女性消防団員の入団を促進します。 【数値目標】 「女性消防団員数」 74人（平成30年4月1日現在） →140人（平成35年度）	消防団活躍推進室
150	避難所運営における男女共同参画の推進	避難所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領などに、災害時における男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。	防災課
151	自主防災組織における女性役員登用の促進・啓発	自主防災組織の結成を促進するにあたり、出前講座などを通じ、女性役員の登用を啓発します。	防災課

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、若年層からDV*やセクシュアル・ハラスメント*等についての周知に努めるとともに、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進します。また、配偶者からの暴力は被害者のみならず、その子どもにも悪影響の連鎖が生じることも指摘されており、被害者の子どもに対する支援を充実します。

施策の方向1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

Ⅶ-1-① 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
152	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	女性に対する暴力防止、性犯罪防止をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌による啓発記事の掲載、パンフレットの作成・配布などを実施します。 ①DV*の防止・啓発 ②女性に対する暴力をなくす運動の周知	男女共同参画課
153	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
154	若年層における未然防止啓発の推進	DV*及びデートDV*の予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行います。 ①デートDV*の防止・啓発 ②デートDV*防止出前講座の実施	男女共同参画課
155	若年層(生徒)における未然防止(デートDV防止)啓発の推進	デートDV*の防止のため、学校と連携して、教職員や生徒を対象とした研修・啓発活動を行います。 ① デートDV*の防止・啓発 ② 教職員を対象とするデートDV*防止研修会の実施 【数値目標】 「中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修の参加校数」 中学校 2校、高等学校 4校(平成29年度) →中学校 16校、高等学校 4校(平成35年度)	人権教育推進室

VII-1-② セクシュアル・ハラスメント*防止に対する理解と対策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
156	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する情報提供・意識啓発	セクシュアル・ハラスメント*等防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者に提供し、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	男女共同参画課
157	セクシュアル・ハラスメント*等防止に関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*防止に関する意識の啓発を図るため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
158	セクシュアル・ハラスメント等に関する雇用管理上の配慮の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、職場におけるセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*に関する雇用管理上の配慮について周知を図るため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

Ⅶ－１－③ 行政・事業者・団体による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
159	学校現場等における防止体制	市立学校において、セクシュアル・ハラスメント※を防止するとともに、セクシュアル・ハラスメント※に起因する問題が生じた場合に適切な措置を行います。 【数値目標】 ①校内研修の実施校数 ②苦情及び相談に係る問題の未解決件数 ①市立全 167 校 ② 0 件（平成 29 年度） →①市立全 168 校 ② 0 件（平成 35 年度）	教職員 人事課
160	市役所におけるハラスメント防止体制	職員に対し、セクシュアル・ハラスメント※を含むハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。 【数値目標】 「ハラスメント防止のための研修の実施回数」 1 回／年度（平成 29 年度末） →1 回／年度（平成 35 年度）	人事課
161	地域と連携した防犯の推進	地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行います。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行います。 【数値目標】 「刑法犯認知件数」 10,958 件（平成 29 年末） →11,560 件（平成 32 年）	市民生活 安全課
162	道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設（公衆街路灯）の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行います。 【数値目標】 「道路照明施設（公衆街路灯）設置数」 870 灯／年（平成 29 年度末） →800 灯／年（平成 32 年度）	市民生活 安全課

施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援

配偶者等からの暴力（DV^{*}）を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、男女ともに相談事業へつなげていきます。また、被害者支援のための相談事業等については、DV^{*}被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化による切れ目のない支援を進めます。

Ⅶ-2-① 被害者の早期発見と相談体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
163	住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDV [*] などの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。	市民生活安全課
164	早期発見・通報体制の整備・充実	DV [*] の被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DV [*] の発見者の通報体制について周知します。 ①通報体制の周知	男女共同参画課
165 Ⅶ-2-③ に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DV [*] の被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DV [*] の発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童相談所
166	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①人権相談事業 【数値目標】 「人権相談の実施回数」 13回（平成28年度末） →13回（平成35年度）	人権政策推進課
167	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①住民相談事業	市民生活安全課
168	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①DV [*] 相談事業 ②婦人相談員研修の実施	男女共同参画課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
169	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。	市民生活安全課
170	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。	男女共同参画課
171	多様な被害者への配慮	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	観光国際課
172 Ⅶ-2-③ に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	地域保健支援課

Ⅶ－２－② 被害者保護と自立支援の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
173	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援 ③母子緊急一時保護事業 緊急的に保護を必要とする母及び子（義務教育終了前）を施設に入所させ、必要な保護を行います。	子育て支援政策課
174	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援	男女共同参画課
175 Ⅶ-2-③ に 再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	男女共同参画課 全庁
176 Ⅶ-2-③ に 再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	区政推進部

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
177	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①DV*被害者への情報提供	男女共同参画課
178	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの周知徹底	消費生活総合センター
179 VII-2-④ に再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童:家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人(平成29年度末) →30人(平成35年度)	子育て支援政策課
180	自立に向けた支援	婦人相談センターに入所した者のうち、医療費や転宅費用等の捻出が困難な者に対して生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行います。	生活福祉課
181	自立に向けた支援	被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認めることにより、被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤立て直しを支援します。	住宅政策課
182	心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うこととおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努めます。 ①精神保健に関する支援	男女共同参画課

Ⅶ－２－③ 関係機関との連携協力

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
175 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	男女共同 参画課 全庁
176 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	区政推進部
183	関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催します。また、D V*被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化します。 ①D V*防止対策関係機関との連携（連携会議の開催） ②警察との連携 ③教育機関や保育園等との連携 ④福祉・保健機関との連携 ⑤専門家（弁護士、精神科医等）との連携 ⑥D V*被害者支援団体との連携	男女共同 参画課
184	職務関係者による配慮	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、D V*に対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施します。 ①職務関係者研修の実施 ②庁内外D V*防止対策関係機関との連携（連携会議の開催）	男女共同 参画課
185	調査研究の推進	市民意識調査、デートD V*意識調査を実施、また、国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。 ①D V*に関する実態調査・研究	男女共同 参画課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
172 Ⅶ-2-① に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	地域保健支援課
165 Ⅶ-2-① に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DV※の被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童相談所



Ⅶ-2-④ 子どもへの支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
179 Ⅶ-2-② に 再掲	自立に向けた支援	<p>福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。</p> <p>①子育て相談：家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題を解決します。家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行います。</p> <p>②ひとり親家庭等相談</p> <p>③母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度）</p>	子育て支援政策課
73 Ⅳに 再掲	子どもショートステイ事業	<p>疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。</p> <p>【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約）（平成29年度末） →毎年度6施設と契約（平成35年度）</p>	子育て支援政策課
186	児童生徒の就学支援	<p>住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV※被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて就学援助制度について案内します。</p>	学事課
187	保育・就学支援	<p>被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。</p>	男女共同参画課

2 計画の数値目標

本プランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、次の項目について数値目標を設定します。

新規 第4次プランで新たに指標項目を設定したもの

変更 第3次プランから指標項目を変更したもの

※元号の表記については、天皇の退位等に関する皇族典範特例法の施行期日を定めた政令により、2019年5月1日に改元される予定ですが、まだ新しい元号が定められていないため、「平成」を使用しています。

目標 I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	5,600部 (平成29年度末)	5,800部 (平成35年度)	人権政策推進課
2	2	変更 人権セミナー・講座等の開催	人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が深まった少し深まった割合	94.8% (平成29年度末)	96% (平成35年度)	人権政策推進課
3	3	新規 人権問題に関する情報の提供	人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数	14回 (平成29年度末)	14回 (平成35年度)	人権政策推進課
4	7再Ⅱ	男女用同参画に関する講座・講演会の開催	講座等受講者の満足度	98% (平成29年度末)	100% (平成35年度)	男女共同参画課
5	13再Ⅲ	新規 地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	3回/年度 (平成29年度末)	3回以上/年度 (平成35年度)	男女共同参画課
6	14	変更 図書館資料情報の提供	男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数	34冊 (平成29年度末)	40冊 (平成35年度)	資料サービス課
7	23	男女共同参画推進団体の活動への支援	協議会の新規加盟団体数	— (平成29年度末)	5団体 (平成35年度)	男女共同参画課
8	25	新規 相談事業の充実	相談に携わる職員の研修等の開催回数	12回 (平成29年度末)	15回/年度 (平成35年度)	男女共同参画課

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
-	7 再 I	男女用同参画に関する講座・講演会の開催	講座等受講者の満足度	98% (平成 29 年度末)	100% (平成 35 年度)	男女共同参画課
9	36	新規 父子手帖の発行及び配布	父子手帖の発行及び配布数	15,000 冊 (平成 29 年度)	15,000 冊 (平成 35 年度)	子育て支援政策課
10	40	新規 さいたま市中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」	仕事をすることは人の役に立つことだと思いと回答した生徒の割合	89.1% (平成 29 年度末)	94.8% (平成 35 年度)	生涯学習振興課
11	41	変更 親の学習、家庭教育学級等の実施	親の学習事業の男性参加者の中で満足と回答した割合	79.8% (平成 29 年)	83.4% (平成 32 年)	生涯学習総合センター
12	45	新規 情報モラル教育の推進	学校非公式サイト等監視業務における児童生徒による不適切な書き込みの削除率	76.2% (平成 29 年度末)	90.0% (平成 35 年度)	教育研究所

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
13	46	審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	36.1% (平成29年度末)	42.0% (平成35年度)	男女共同参画課 全庁
14	46	審議会等委員への女性の登用促進	女性のいない審議会等の数	2件 (平成29年度末)	0件 (平成35年度)	男女共同参画課 全庁
15	47	新規 審議会等委員の市民公募の実施	公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率	未調査 (平成28年度末)	20%以上 (平成35年度)	総務課 全庁
16	48	女性職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	一般行政職 11.2% (平成29年4月1日時点)	一般行政職 14.0% (平成33年4月1日時点)	人事課
17	50	新規 市の女性職員の職域拡大	消防職の女性職員の採用割合(4年間総採用者数)	消防職 4.3% (平成28年度末)	消防職 14.0% (平成32年度末)	消防職員課
18	51	新規 市の女性職員の職域拡大	企業職の女性職員の配置割合	企業職 12.7% (平成28年度末)	企業職 16.2% (平成35年度末)	水道 総務課
-	13再I	新規 地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	3回/年度 (平成29年度末)	3回以上/年度 (平成35年度)	男女共同参画課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
19	55	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)に関する講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合	87.40% (平成29年度末)	90% (平成35年度)	男女共同参画課
20	58再V	新規 積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	表彰事業者数	2事業者 (平成30年度)	3事業者/年度 (平成35年度)	男女共同参画課
21	59	新規 「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	CSRチャレンジ企業認証企業数	10社 (平成29年度)	25社/年度 (平成30年度～32年度)	経済政策課
22	63再IV	育児休業・介護休暇取得の促進	男性の育児休業取得率 ※教職員除く	12.1% (平成29年度)	13.0% (平成32年度)	人事課

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
23	65	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成数	62,719人 (平成29年度)	今後3年間で 24,600人養成	いきいき 長寿 推進課
24	66	介護者サロン・カフェの充実 (介護者支援体制 充実事業)	介護者サロンの実施回数	923回 (平成29年度末)	980回 (平成32年度)	いきいき 長寿 推進課
25	66	介護者サロン・カフェの充実 (介護者支援体制 充実事業)	介護者カフェの実施か所数	4か所 (平成29年度末)	8か所 (平成32年度)	いきいき 長寿 推進課
26	66	新規 介護者サロン・カフェの充実 (介護者支援体制 充実事業)	地域包括支援センターの認知度	— (平成29年度末)	指標設定 (平成32年度)	いきいき 長寿 推進課
27	67	介護保険関連施設等の整備促進	施設の定員	7,824人 (平成29年度末)	8,481人 (平成32年度)	介護 保険課
28	70	新規 育児学級の開催	育児不安軽減者の割合	78.30% (平成29年度末)	80%以上 (平成35年度)	地域保健 支援課
29	73	新規 子どもショートステイ事業	契約施設数	6施設 (毎年度契約) (平成29年度末)	毎年度6施設と 契約 (平成35年度)	子育て 支援 政策課
30	75	子育て支援拠点施設整備・運営事業	単独型施設数	10カ所 (平成29年度末)	10カ所 (平成35年度)	子育て 支援 政策課
31	76	変更 子育て情報の提供	子育て応援ブックの発行数	50,000部 (平成29年度末)	50,000部 (平成35年度)	子育て 支援 政策課
32	77	新規 子育て支援ネットワークの充実	ネットワーク会議の開催回数	1回 (平成29年度末)	1回 (平成35年度)	子育て 支援 政策課
33	79 再VI	新規 ふれあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100% (平成29年度末)	100% (平成35年度)	地域保健 支援課
34	81	病児保育室の拡充	病児保育室施設数	9施設 (平成30年4月1日)	12施設 (平成32年度)	のびのび 安心 子育て課
35	82	変更 認可保育所等の拡充	保育所等利用待機児童数	315人 (平成30年4月1日)	0人 (平成32年度)	のびのび 安心 子育て課
36	83	変更 私立幼稚園預かり保育事業の充実	子育て支援型幼稚園の認定園数	なし (平成29年度末)	35園 (平成32年度)	幼児 政策課

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
37	84	変更 放課後児童健全 育成事業	利用ニーズに対する 入所者の割合	96.6% (平成30年4月1日)	100% (平成35年度)	青少年 育成課

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
-	58 再IV	新規 積極的な取組を行 っている事業者へ の表彰制度の実施	表彰事業者数	2事業者 (平成30年度末)	3事業者/年度 (平成35年度)	男女共同 参画課
38	93	変更 女性の再就職支援	ワークステーション さいたまにおける ワンストップ就職 支援サービス 利用者数	9,156人 (平成28年度末)	9,600人 (平成32年度)	労働 政策課
39	97 再VI	新規 女性と若者の 創業支援事業	女性創業件数	女性創業9件 (平成29年度末)	女性創業50件 (平成29年度～ 32年度累計)	経済 政策課
40	97 再VI	新規 女性と若者の 創業支援事業	若者創業件数	若者創業7件 (平成29年度末)	若者創業39件 (平成29年度～ 32年度累計)	経済 政策課
41	99	新規 女性農業者の育成	地場産農産物料理 講習会への講師派 遣人数	10人/年度 (平成29年度末)	10人/年度 (平成35年度)	農業 政策課
42	101	新規 早期起業家教育 事業の実施	早期起業家教育 事業参加者数	643人 (平成29年度)	600人 (平成32年度)	労働 政策課

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
43	102	変更 ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数	28人 (平成29年度末)	30人 (平成35年度)	子育て支援政策課
-	97再V	新規 女性と若者の創業支援事業	女性創業件数	女性創業9件 (平成29年度末)	女性創業50件 (平成29年度～32年度累計)	経済政策課
-	97再V	新規 女性と若者の創業支援事業	若者創業件数	若者創業7件 (平成29年度末)	若者創業39件 (平成29年度～32年度累計)	経済政策課
44	104	新規 さいたま市子ども・若者支援ネットワーク	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク開催回数	5回 (平成29年度末)	6回 (平成35年度)	青少年育成課
45	105	新規 さいたま市若者自立支援ルーム	若者自立支援ルームの年間延べ利用者数	9,300人 (平成29年度末)	12,000人 (平成35年度)	青少年育成課
46	106	新規 ニートの就労機会の創出	地域若者サポートステーションさいたまにおける就職等進路決定者数	117人 (平成28年度末)	130人 (平成32年度)	労働政策課
47	108	新規 居住環境の整備	居宅改善費補助金の交付申請件数	4件 (平成29年度)	4件 (平成35年度)	高齢福祉課
48	111	変更 高齢者の見守り活動の支援	見守り活動を行う地区社会福祉協議会数	43地区 (平成29年度末)	49地区 (平成32年度)	高齢福祉課
49	113	変更 だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度	アンケート未実施	90% (平成35年度)	福祉総務課
50	116	変更 一般介護予防事業	リハビリテーション専門職の派遣回数	161回 (平成29年度末)	300回 (平成32年度)	いきいき長寿推進課
51	117	変更 生きがい活動事業の充実 (アクティブチケット交付事業)	アクティブチケット新規交付者数	4,830人 (平成29年度末)	5,100人 (平成32年度)	高齢福祉課

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
52	119	シルバーバンクの充実	マッチング成功数	875件 (平成29年度)	835件 (平成35年度)	高齢福祉課
53	120	シルバー人材センターの充実	シルバー人材センター会員数	5,086人 (平成29年度末)	5,500人 (平成34年度)	高齢福祉課
54	122	新規 障害福祉サービス事業所などの充実	障害福祉サービス事業所等(生活介護)整備人数	1,422人 (平成29年度末)	150人増 (平成30年度～平成32年度累計)	障害政策課
55	139	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立中・高等学校における薬物乱用防止教室開催数	61校 (平成24年度末)	61校 (平成35年度)	健康教育課
-	79再IV	新規 れあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100% (平成29年度末)	100% (平成35年度)	地域保健支援課
56	143	変更 乳がん・子宮がん等の検診の実施	がん検診の平均受診率	乳がん検診 24.4% 子宮頸がん検診 29.9% 平均受診率 28.9% (平成29年度)	がん検診の平均受診率 40% (平成35年度)	地域保健支援課
57	145	新規 精神保健福祉に関する講演会	参加者のアンケートによる満足度	80% (平成29年度末)	80% (平成35年度)	こころの健康センター
58	146	新規 子どもの精神保健相談室	支援者研修参加者のアンケートによる理解度	- (平成29年度末)	80% (平成35年度)	こころの健康センター
59	148	自主防災活動の推進	自主防災組織の結成率	91.80% (平成29年度末)	97% (平成31年度)	防災課
60	149	女性消防団員の入団促進	女性消防団員数	74人 (平成30年4月1日現在)	140人 (平成35年度)	消防団活躍推進室

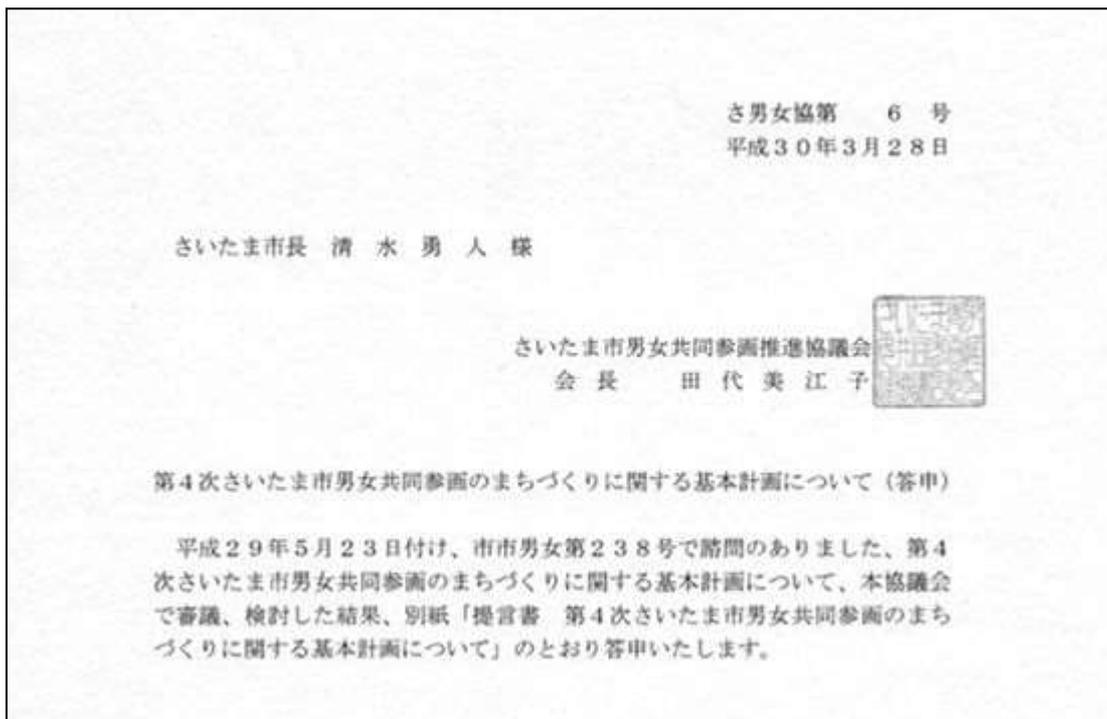
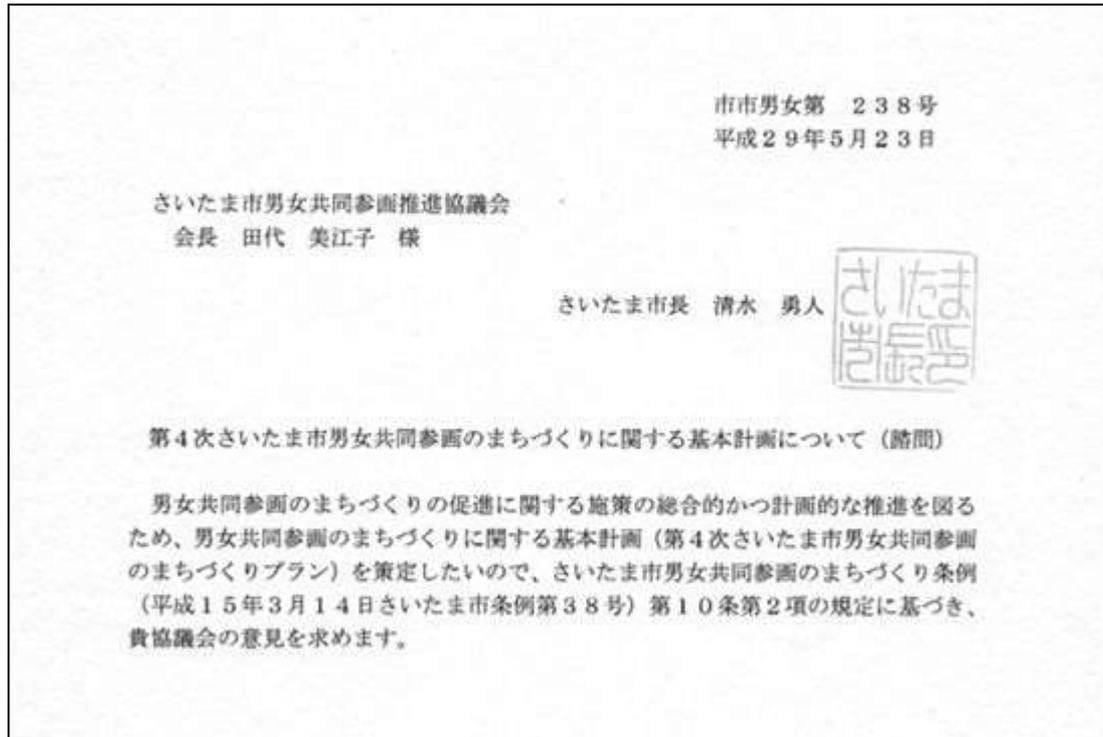
目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
61	155	新規 若年層（生徒）における未然防止（デートDV防止）啓発の推進	中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修の参加校数	中学校 2校 高等学校 4校 (平成 29 年度末)	中学校 16校 高等学校 4校 (平成 35 年度)	人権教育推進室
62	159	新規 学校現場等における防止体制	校内研修の実施校数	市立全 167 校 (平成 29 年度)	市立全 16 (平成 35 年度)	教職員人事課
63	159	新規 学校現場等における防止体制	苦情及び相談に係る問題の未解決件数	0 件 (平成 29 年度)	0 件 (平成 35 年度)	教職員人事課
64	160	新規 市役所におけるハラスメント防止体制	ハラスメント防止のための研修の実施回数	1 回／年度 (平成 29 年度末)	1 回／年度 (平成 35 年度)	人事課
65	161	地域と連携した防犯の推進	刑法犯認知件数	10,958 件 (平成 29 年末)	11,560 件 (平成 32 年)	市民生活安全課
66	162	新規 道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	道路照明施設（公衆街路灯）設置数	870 灯／年 (平成 29 年度末)	800 灯／年 (平成 32 年度)	市民生活安全課
67	166	新規 相談体制の強化と周知	人権相談の実施回数	13 回 (平成 28 年度末)	13 回 (平成 35 年度)	人権政策推進課
68	179	新規 自立に向けた支援	ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数	28 人 (平成 29 年度末)	30 人 (平成 35 年度)	子育て支援政策課
-	73 再掲Ⅳ	新規 子どもショートステイ事業	契約施設数	6 施設 (毎年度契約) (平成 29 年度末)	毎年度 6 施設と契約 (平成 35 年度)	子育て支援政策課



参考資料

1 男女共同参画基本計画策定についての諮問・答申



2 さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

(平成31年3月現在)

◎会長、○副会長

(敬称略、五十音順)

	氏 名	備 考
学識経験者	○ 飯島 絵理	研究員
	◎ 田代 美江子	大学教授
	中邨 登美枝	会社社長
	堀越 栄子	大学教授
	吉田 龍太郎	大学研究員
関係団体代表者	猪木 あすか	弁護士会
	川口 里江子	医師会
	白石 学	労働団体
	田中 絵理	P T A 協議会
	丸林 淑子	経済団体
	森田 勝利	福祉団体
	若生 和子	男女共同参画推進団体
市民代表者	宇田 和子	市民公募
	栗原 保	市民公募
	鈴木 孝幸	市民公募
	南 まゆ子	市民公募
	宮嶋 順也	市民公募
関係行政機関職員	加藤 孝子	埼玉労働局
市職員	神田 正一	市民生活部長

・平成30年10月2日まで

(市民公募) 中山 勉

3 策定の経過

平成 29 年度

月日	事項	内容
5月23日	第62回(平成29年度第1回) 男女共同参画推進協議会	諮問 第4次さいたま市男女共同参画のまちづくり に関する基本計画について
10月23日	第64回(平成29年度第3回) 男女共同参画推進協議会	第4次さいたま市男女共同参画基本計画提言 書素案について
1月26日	第65回(平成29年度第4回) 男女共同参画推進協議会	第4次さいたま市男女共同参画基本計画提言 書素案について
3月12日	第30回(平成29年度第2回) 男女共同参画推進本部会議	次期さいたま市男女共同参画のまちづくりプ ランの策定について
3月28日	第66回(平成29年度第5回) 男女共同参画推進協議会	答申 第4次さいたま市男女共同参画のまちづくり に関する基本計画について

平成 30 年度

月日	事項	内容
5月22日	平成30年度第1回 男女共同参画推進本部会議幹 事会	現行プランについて 第4次さいたま市男女共同参画基本計画(プ ラン)策定に係る事業調査について
5月25日	第67回(平成30年度第1回) 男女共同参画推進協議会	第4次さいたま市男女共同参画基本計画の策 定について
8月27日	第69回(平成30年度第3回) 男女共同参画推進協議会	「第4次さいたま市男女共同参画のまちづく りプラン(素案)」について
9月3日	第31回(平成30年度第1回) 男女共同参画推進本部会議	「第4次さいたま市男女共同参画のまちづく りプラン(素案)」について
10月1日 ～ 11月2日	パブリック・コメント	「第4次さいたま市男女共同参画のまちづく りプラン(素案)」への市民の意見募集
1月8日	第32回(平成30年度第2回) 男女共同参画推進本部会議	「第4次さいたま市男女共同参画のまちづく りプラン(案)」について
1月18日	第70回(平成30年度第4回) 男女共同参画推進協議会	「第4次さいたま市男女共同参画のまちづく りプラン(案)」について

4 市民参加の状況

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査

調査期間	平成 28 年 8 月 1 日～8 月 22 日
調査対象	市内在住の満 20 歳以上の男女 5,000 人
抽出方法	日本人：住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出 外国人：住民基本台帳に基づく単純無作為抽出
有効回答率	39.6%
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> I 男女平等に関する意識について II 家庭生活について III 就業について IV 社会参画について V 配偶者などからの暴力について VI 性について VII 市の男女共同参画の推進に関する施策について

(2) パブリック・コメント

概要	<p>「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）」への市民への意見募集</p> <p>募集期間：平成 30 年 10 月 1 日～11 月 2 日</p> <p>公表資料：・「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）」 ・「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）概要版」</p> <p>公表場所：各区役所情報公開コーナーなど市施設の窓口及び市ホームページ</p> <p>募集方法：輸送、持参、ファックスなど</p> <p>募集結果：提出 5 人 意見項目数 29 件</p> <p>主な意見：数値目標について 審議会等委員への女性登用率について 市の女性管理職への登用促進について</p>
----	--

5 男女共同参画に関する動き

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
1970～	<p>1975年（昭和50年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回国連婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択 <p>1976年（昭和51年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1976年から1985年までを「国連婦人の十年」とする <p>1979年（昭和54年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択 	<p>1975年（昭和50年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」設置 <p>1976年（昭和51年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正（離婚後の氏の選択自由化） <p>1977年（昭和52年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館（埼玉県嵐山町） 	<p>1978年（昭和53年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画課に「婦人問題連絡窓口」を設置（浦和市）
1980～	<p>1980年（昭和55年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）で「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択 <p>1981年（昭和56年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択 <p>1984年（昭和59年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の十年世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議」（東京）開催 <p>1985年（昭和60年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年世界会議」（ナイロビ）で「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<p>1980年（昭和55年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正（配偶者の相続分1/3から1/2へ） ・「女子差別撤廃条約」署名 <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 <p>1984年（昭和59年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍法及び戸籍法改正（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ） <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定 <p>1985年（昭和60年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 <p>1986年（昭和61年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 	<p>1980年（昭和55年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民部市民相談室に「婦人係」として独立（浦和市） <p>1981年（昭和56年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施（浦和市） <p>1985年（昭和60年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施（浦和市）

1980～	<p>1989年（平成元年） ・「児童の権利に関する条約」採択</p>	<p>1987年（昭和62年） ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</p> <p>1989年（平成元年） ・「法令の一部を改正する法律」（婚姻・親子関係等についての男性優先既定の改正等）成立</p>	<p>1987年（昭和62年） ・秘書企画課に「婦人問題担当」を設置（大宮市）</p> <p>1988年（昭和63年） ・「婦人問題の現況と課題に関する調査」を実施（大宮市）</p>
1990～	<p>1990年（平成2年） ・国連経済社会理事会で「西暦2000年に向けての婦人地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</p> <p>1993年（平成5年） ・「女性に関する暴力の撤廃に関する宣言」採択</p> <p>1994年（平成6年） ・国際家族年 ・「開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」（ジャカルタ）開催 ・「国際人口・開発会議」（カイロ）開催</p> <p>1995年（平成7年） ・「第4回世界女性会議」（北京）で「北京宣言及び行動綱領」採択 ・社会開発サミット（コペンハーゲン）開催</p>	<p>1990年（平成2年） 埼玉県 ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定</p> <p>1991年（平成3年） ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第1次）改定</p> <p>1992年（平成4年） ・「育児休業等に関する法律」施行 ・初の「婦人問題担当大臣」誕生</p> <p>1993年（平成5年） ・「パートタイム労働法」施行</p> <p>1994年（平成6年） ・「児童の権利に関する条約」批准 ・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 ・民法改正要綱試案の提示</p> <p>1995年（平成7年） ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ・「ILO第156号条約」（家庭的責任を有する労働者条約）批准</p>	<p>1990年（平成2年） ・第1回「大宮市女性フォーラム」開催（大宮市）</p> <p>1992年（平成4年） ・企画部女性政策推進室設置（浦和市） ・「男女平等に関する職員意識調査」実施（浦和市） ・浦和市女性政策推進協議会（市長の諮問機関）設置（浦和市）</p> <p>1993年（平成5年） ・「男女平等に関する意識及び実態調査」実施（浦和市） ・「おおみや女性プラン」策定（大宮市） ・企画部に女性政策課を設置（大宮市） ・「男女共同参画社会の実現を目指す与野プラン」策定（与野市）</p> <p>1994年（平成6年） ・「女性関連事業実態調査」実施（浦和市） ・「おおみや女性プラン」実施計画作成（大宮市） ・浦和市女性政策推進協議会がプランについて市長に答申（提言書）（浦和市）</p> <p>1995年（平成7年） ・「うらわ男女平等推進プラン」策定（浦和市） ・「女・男～フェスタ」開催（毎年）（浦和市） ・「男女平等に関する市民意識調査」実施（大宮市）</p>

<p>1990～</p>	<p>1996年（平成8年） ・「第15回女子差別撤廃委員会」（ニューヨーク）開催 ・「第83回ILO総会」で「家内労働に関する条約及び勧告」採択</p> <p>1999年（平成11年） ・「ESCAPハイレベル政府間会議」（バンコク）開催 ・国際人口会議（ハーグ）開催</p>	<p>1995年（平成7年） <u>埼玉県</u> ・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定</p> <p>1996年（平成8年） ・男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申</p> <p>1997年（平成9年） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「男女共同参画審議会」設置（法律設置） ・「介護保険法」公布 ・「労働基準法」改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等） ・「育児・介護休業法」改正（労働者の深夜業制限の制度創設）</p> <p>1998年（平成10年） ・女性2000年会議日本国内委員会設置 ・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法（仮称）」答申</p> <p>1999年（平成11年） ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行</p>	<p>1996年（平成8年） ・企画部女性政策課から企画財政部女性政策課へ名称変更（大宮市）</p> <p>1997年（平成9年） ・浦和市地域中核施設「プラザ・イースト」内に「女・男プラザ」開設（浦和市） ・生活文化部女性政策・国際課に組織改正（浦和市） ・「男女共同参画社会を目指す与野プラン」策定（与野市）</p> <p>1998年（平成10年） ・浦和市女性政策推進協議会が「（仮称）浦和市女性センターの設置について」提言（浦和市） ・「数字にみる浦和の女性」報告書（浦和市） ・「大宮市女性センター（仮称）基本計画」を策定（大宮市）</p> <p>1999年（平成11年） ・企画財政部女性政策課から市民部女性政策課へ移行（大宮市） ・「男女共同参画に関する意識調査」実施（与野市）</p>
<p>2000～</p>	<p>2000年（平成12年） ・国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク）開催 ・「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択</p>	<p>2000年（平成12年） ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「男女共同参画週間」実施決定 ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方針」答申 <u>埼玉県</u> ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行</p>	<p>2000年（平成12年） ・「うらわ男女平等推進プラン」（第2次）策定（浦和市） ・「おおみや男女共同参画プラン」（第2次）策定（大宮市）</p>

2000～	<p>2001年（平成13年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「女性に対する暴力をなくす運動」実施決定 <p>2002年（平成14年）</p> <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進プラン2010」策定 <p>2004年（平成16年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」設置 ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針」策定 <p>2005年（平成17年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会閣僚級会合「北京+10」開催 <p>2006年（平成18年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） <p>2007年（平成19年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー） 	<p>2001年（平成13年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」策定 <p>2003年（平成15年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」施行 ・「さいたま市保健福祉総合計画」策定 <p>2004年（平成16年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市男女共同参画推進センター開設 ・「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」改正 <p>2005年（平成17年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方における女性のチャレンジ支援等の実施状況調査」報告 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 <p>2006年（平成18年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 <p>2007年（平成19年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」一部改正（平成20年4月1日施行） ・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<p>2001年（平成13年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」策定 <p>2003年（平成15年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」施行 ・「さいたま市保健福祉総合計画」策定 <p>2004年（平成16年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市男女共同参画推進センター開設 ・「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」改正 <p>2005年（平成17年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま子ども・子育て希望プラン」策定 ・さいたま市特定事業主行動計画「子育ておもしろいプラン」策定 <p>2006年（平成18年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「さいたま市雇用対策推進計画」策定 <p>2007年（平成19年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市保健福祉総合計画」見直し
-------	--	---	---

2000～		<p>2007年（平成19年） <u>埼玉県</u> ・「男女共同参画推進プラン」一部見直し</p> <p>2009年（平成21年度） <u>埼玉県</u> ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定</p>	<p>2008年（平成20年） ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申</p> <p>2009年（平成21年） ・「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定</p>
2010～	<p>2010年（平成22年） ・第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）（ニューヨーク）開催</p> <p>2011年（平成23年） ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN - Women）発足</p> <p>2012年（平成24年） 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</p>	<p>2010年（平成22年度） ・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定</p> <p>2012年（平成24年度） <u>埼玉県</u> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加</p> <p>2013年（平成25年度） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者（等）の保護に関する法律」改正</p>	<p>2010年（平成22年） ・「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査」実施 ・男女共同参画推進協議会が「答申書 さいたま市における配偶者暴力対策の基本的な方向性について」答申 ・「さいたま子ども・青少年希望（ゆめ）プラン さいたま市次世代育成支援対策後期行動計画」策定</p> <p>2011年（平成23年） ・「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</p> <p>2012年（平成24年） ・「さいたま市雇用対策推進計画」改定</p> <p>2013年（平成25年） ・「セクシュアル・ハラスメント等に関する職員意識アンケート」実施 ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申</p>

<p>2010～</p>	<p>2014年（平成26年） ・第58回国連婦人の地位委員会「女性と女兒に対する国連ミレニアム開発目標（MDGs）の遂行における成果と課題」決議案採択</p> <p>2016年（平成28年） ・G7伊勢志摩サミットにて「女性の能力開花のためのG7行動指針」の取りまとめ</p>	<p>2014年（平成26年） ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」決定</p> <p>2015年（平成27年） ・「次世代育成支援対策推進法」10年延長 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定</p> <p>2016年（平成28年） ・「第1回働き方改革実現会議」開催</p>	<p>2013年（平成25年） ・「さいたま市保健福祉総合計画」改定 ・男女共同参画フォーラムinさいたま開催</p> <p>2014年（平成26年） ・「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・DV相談センター（配偶者暴力相談支援センター）開設</p> <p>2016年（平成28年） ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施</p> <p>2018年（平成30年） ・「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定</p>
--------------	---	---	---

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

平成 15 年 3 月 14 日
さいたま市条例第 38 号

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標（以下「基本目標」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標にのっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標にのっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。
- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。
- (3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。
- (6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進協議会)

第14条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員23人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める
(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成15年10月1日から施行する。

(さいたま市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 さいたま市男女共同参画推進協議会条例(平成13年さいたま市条例第290号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のさいたま市男女共同参画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている委員は、第14条第3項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第34回国連総会（1979年12月）採択
1981年9月発効
1985年6月日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利

- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
(最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 21 条～第 28 条 [省略]

附 則

[省略]

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基
本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活
躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を
明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活におけ
る活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活におけ
る活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高
齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力
ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場
における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性
と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(中興振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

7 用語解説

行	用語	説明
あ	ウーマノミクス	ウーマン (Women) + エコノミクス (Economics) の造語。女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるように取り組んでいくこと。ゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方である。
	M字カーブ	女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。
	エンパワーメント	力をつけることの意。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
か	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	競争入札参加資格審査	建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について審査すること。
	固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
さ	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とするもの。※平成 15 年 7 月 16 日施行。
	ジェンダー	生まれる前に決定される生物学的な性の違いに対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだと身についた性差観念。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。※平成 27 年 9 月 4 日公布・同日施行 (一部平成 28 年 4 月 1 日施行)
	性感染症	主に性的接触によってうつる感染症。梅毒や性器クラミジア感染症などのほか、HIV感染症も含まれる。近年、性感染症に感染する人の増加や感染者の低年齢化が問題となっている。
	性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す人間の根本的な性傾向のことを指す。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛 (ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛 (ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛 (バイセクシュアル) に分類される。性的指向を持たない場合は「無性愛 (アセクシュアル)」という。

行	用語	説明
さ	性的マイノリティ (LGBT等)	<p>同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティ。</p> <p>LGBTとは「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称。</p> <p>これに対し、「SOGI」とは、「Sexual Orientation」(性的指向)と「Gender Identity」(性自認)の頭文字をとったもので、2006(平成28年)のジョグジャカルタ宣言以降、国連の諸機関で広く用いられる概念。性の構成要素に着目したもの。</p>
	性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	<p>性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、平成6(1994)年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>ライフサイクルを通し、性と生殖の健康を権利としてとらえようとする概念であり、妊娠・出産の調節はもとより、不妊、性感染症、HIV/エイズ、性暴力、売買春、女性特有の病気などが幅広く含まれる。</p>
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのおいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。
た	デートDV	交際中のカップルの間で起こるDVのこと。身体的、精神的、経済的、性的暴力など暴力の種類はさまざま。
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。※平成13年10月13日施行
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務(市町村に努力義務)づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
	ポジティブ・アクション	男女間の参画の機会の差を是正するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。積極的格差是正措置。

行	用語	説明
ま	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、事業主が労働者に対して妊娠等を理由とする不利益取り扱いを行うことは禁止されていたが、法改正により、平成 29 年 1 月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止措置義務が追加された。
	メディア・リテラシー	メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く能力。また、メディアを使って自分自身の考えを表現する能力。
ら	労働力率	就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。